

はじめに

急速に進行する少子化は、社会や経済、地域の持続可能性への課題をはじめ、子どもと子育てを取り巻く環境にも大きな影響を与えています。また、若い世代が安心して働き、希望どおり出産、子育てをすることができる社会環境を整えるためにも、社会全体で子どもと子育てを支える仕組みづくりが求められています。

飛島村では、平成 15 年 7 月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、「飛島村次世代育成支援行動計画」を策定し、さらに、平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て支援法をはじめとする関連 3 法に基づき、

「飛島村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、村民のニーズに基づく幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めてきました。

このたび、「飛島村子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了することに伴い、計画の見直しを行い、新たに「第 2 期 飛島村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなりました。

アンケート調査やヒアリング調査結果では、「継続的な子育て支援」「包括的な子育て支援」「子育て支援サービスの使いやすさ向上」「安心安全な子育て環境づくり」を求める声が聞かれ、本計画では、こうした声をもとに、基本理念を“家庭・地域が育てる 心豊かな子どもが育つ 安全で安心なむら とびしま”とし、妊娠・出産期から切れ目のない細やかな支援や、子育てをされている家庭への支援等、各施策を展開してまいります。

計画の推進にあたっては、飛島村の子どもたちが健やかに育つことができるよう、行政はもとより、家庭や地域、企業等の皆さまにもご協力いただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、村民の皆さまの一層のご理解とご支援をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、活発なご議論・ご提言を賜りました飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会の皆様、並びに飛島村子ども・子育て支援に関するアンケート調査、訪問調査・グループインタビュー・ワークショップ、パブリックコメントに多大なご協力と貴重なご意見をいただきました村民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月



飛島村長 久野 時男

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景.....	2
2 計画策定の趣旨.....	3
3 計画の位置付け.....	4
4 計画の期間.....	4
5 計画の策定体制.....	5
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	7
1 飛島村の状況.....	8
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	19
3 第2期計画策定に向けた課題.....	32
4 飛島村日本一健康長寿村研究会による提言.....	36
第3章 計画の基本理念、施策体系	41
1 基本理念.....	42
2 基本的な視点.....	43
3 計画の施策体系.....	44
第4章 施策の展開	45
1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実.....	46
2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保.....	59
3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な 利用の確保.....	60
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する関係機関 との連携.....	60
5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する 施策との連携.....	60
6 子どもがすこやかに育つむらづくりに向けた取組の推進.....	61

第5章 計画の推進に向けて	65
1 計画の推進体制.....	66
2 計画の達成状況の点検及び評価.....	66
資料編	67
1 策定経緯.....	68
2 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱等.....	69
3 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会委員名簿.....	71
4 ニーズ調査（訪問調査、グループインタビュー）結果概要.....	72
5 用語解説.....	77



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT（Internet of Things：今までインターネットにつながっていなかったモノをつなぐこと）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築など、子育て・子育ちを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇や、それに伴う保育の申込者数の増加などにより、平成 30 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 9,895 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80%にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

本村においては、『子ども・子育て支援法』に基づき、平成27年3月に『飛島村子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

このような中、平成24年度に策定した第4次飛島村総合計画では、将来像「小さくてもキラリと光る村 とびしま」の実現に向けて、行動指針「私たちが育む村をみんなで育てる」を掲げており、これを支える重点施策「子どもがすこやかに育つむらづくり」、「住民が交流を深めるむらづくり」、「安心して生活できるむらづくり」を目標として取り組んでいます。

総合計画におけるむらづくりの分野別計画の一つ「子育て」では、「保育サービスの充実」「児童福祉の充実」「子育て支援サービスの充実」「ひとり親家庭への支援」の4つの施策を掲げ、子育て中の保護者の精神的・経済的不安を軽減するとともに、ニーズに応じた保育サービスを充実することにより、重点施策「子どもがすこやかに育つむらづくり」を実現するために取組を進めています。

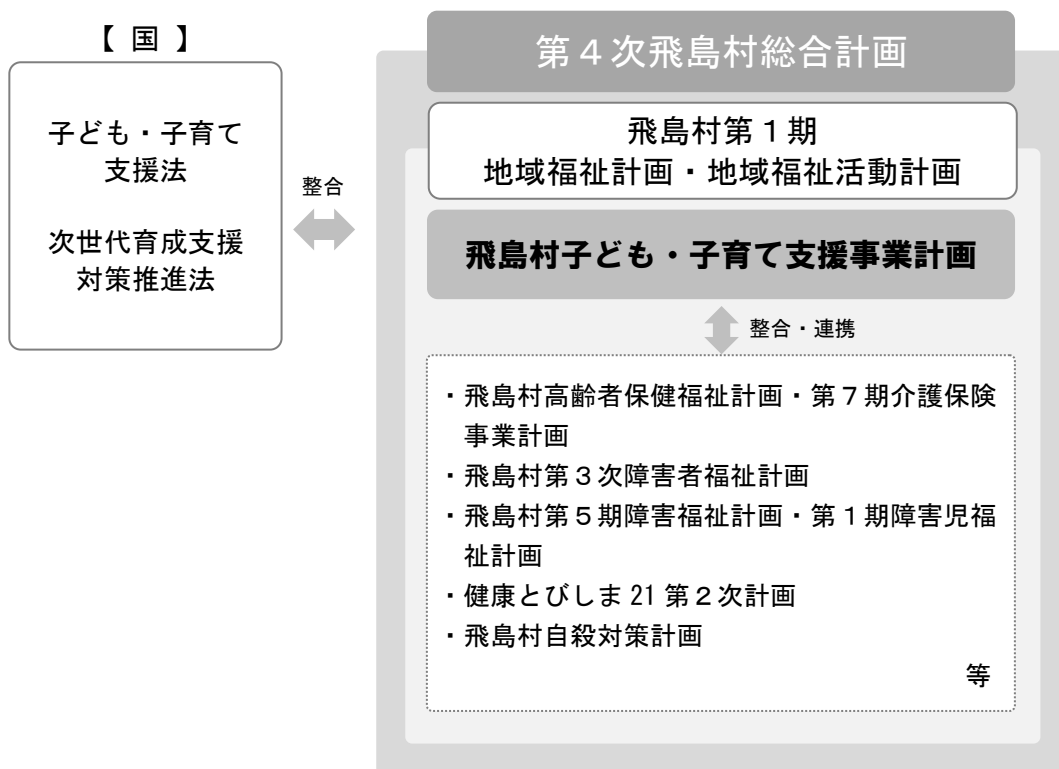
本村では、これまでも子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援などに取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、生まれる前から進学や就労まで、切れ目ない施策の一層の充実を図ってきました。

この度、『飛島村子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため『第2期飛島村子ども・子育て支援事業計画』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、村民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、特定教育・保育施設（認定こども園、保育所・幼稚園等）、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第4次飛島村総合計画の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置付けます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、飛島村は令和2年度から5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期飛島村子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

本村では、本計画の策定に伴い、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「飛島村子ども・子育て支援に関するアンケート調査」や飛島村日本一健康長寿村研究会による「訪問調査」「グループインタビュー」「ワークショップ」を実施しました。

(1) 飛島村子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施

① 調査対象

就学前の子ども（0～5歳）及び小学生（6～11歳児）を養育する保護者を対象として実施しました。

② 調査期間

令和元年6月12日から令和元年6月27日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	無記名式質問紙の郵送による配布・回収	252	138	54.8%
小学生児童の保護者	無記名式質問紙の郵送による配布・回収	427	201	47.1%

(2) 訪問調査・グループインタビュー・ワークショップの実施

① 調査対象

ア 訪問調査

飛島村に居住する母親：42名

イ グループインタビュー

子育て支援センター利用者、飛島保育園父母の会、第一保育所親の会、療育教室利用者、ラピュータ飛島（障がい児親の会）、児童クラブ利用者、飛島村社会福祉協議会相談員

ウ ワークショップ

食生活改善推進員、スポーツ推進委員、飛島保育園職員、第一保育所職員、子育て支援センター職員、児童館職員、児童クラブ職員

② 調査期間

令和元年8月7日から令和元年8月9日

(3) 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、村民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会」を設置し、計画の内容について協議しました。

(4) パブリックコメントの実施

令和2年1月6日～2月5日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



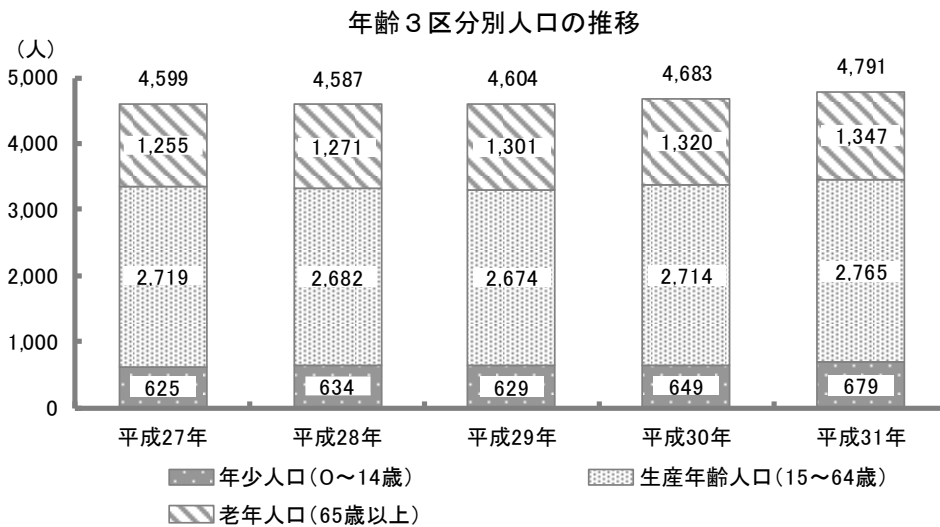
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 飛島村の状況

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

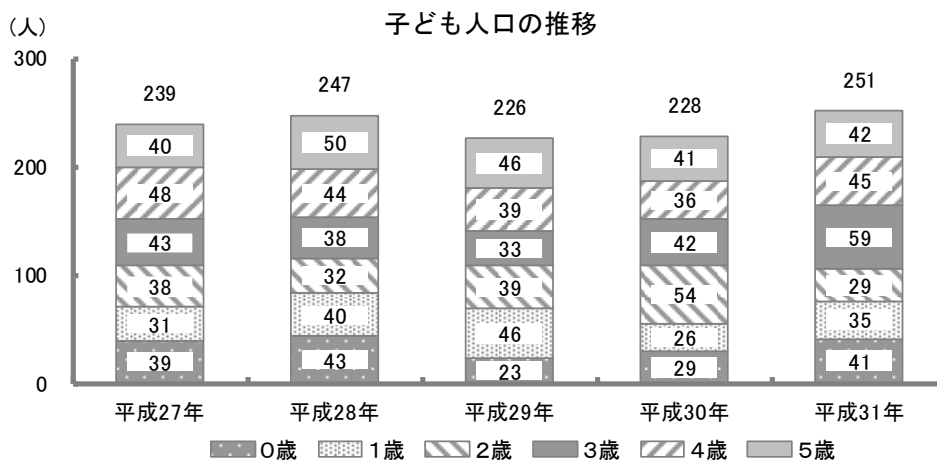
本村の人口推移をみると、総人口は平成28年以降増加しており、平成31年で4,791人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、老年人口（65歳以上）が増加しているものの、年少人口（0～14歳）も増加傾向にあり、他地域ほど少子高齢化の傾向が見られません。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

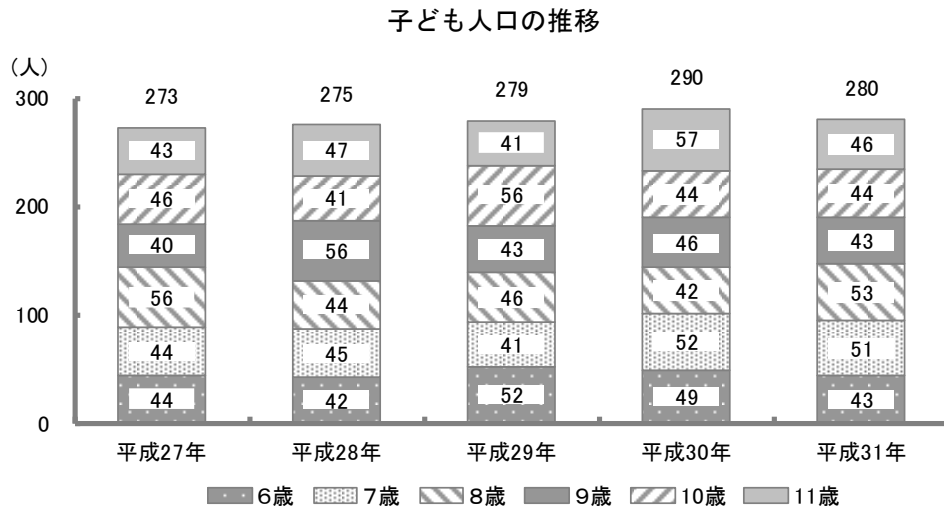
本村の0歳から5歳の子ども人口は増減を繰り返していますが、平成31年が過去5年間でもっとも多く、4月現在で251人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本村の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増加していましたが、平成30年から平成31年にかけては僅かに減少し、280人となっています。

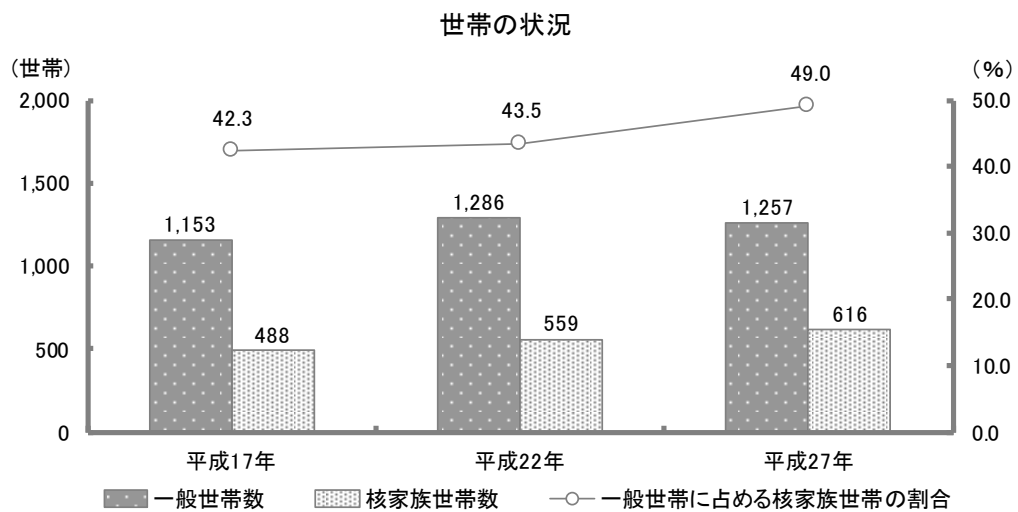


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

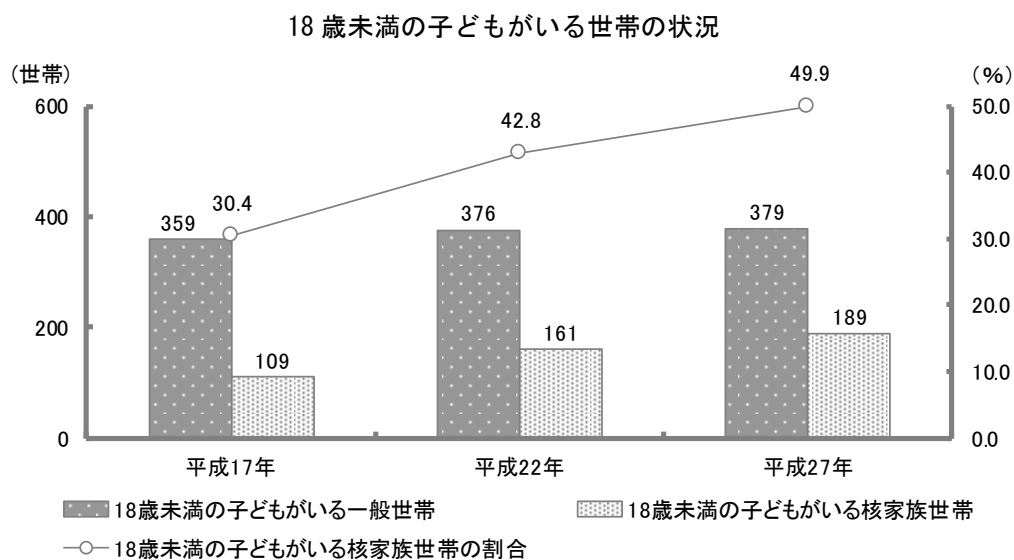
本村の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で616世帯となっています。一般世帯に占める核家族世帯の割合も年々増加しています。



資料：国勢調査

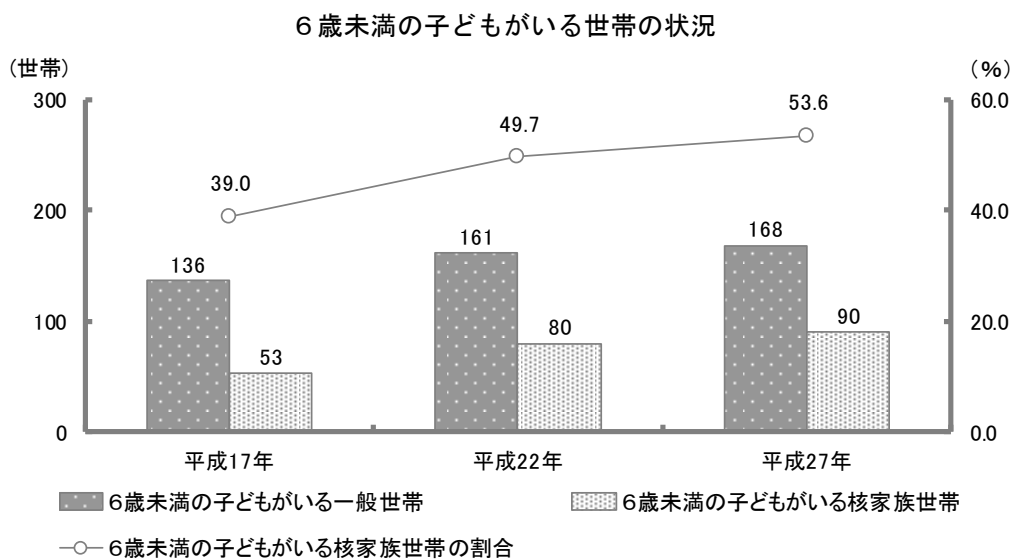
② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本村の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で379世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数とその割合も増加しています。



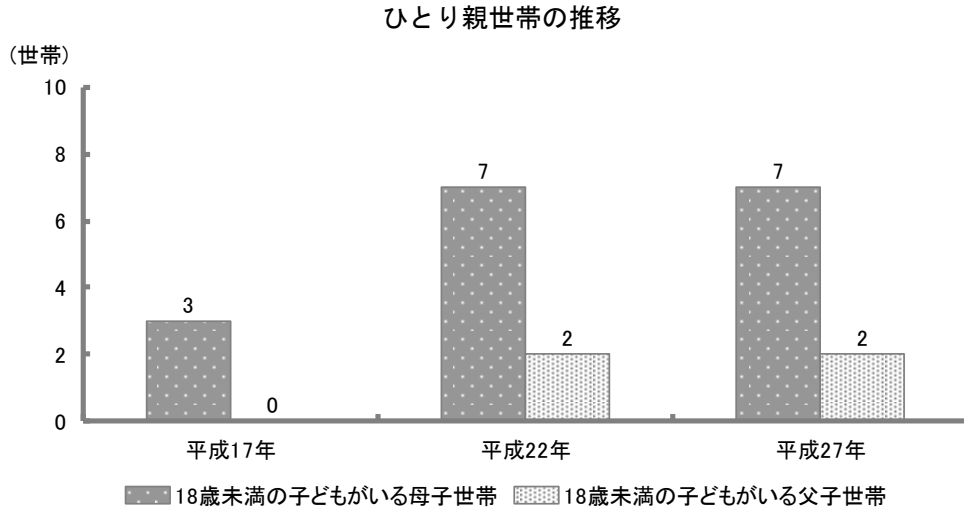
③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

本村の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々増加しており、平成27年で168世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯とその割合も増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

本村の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成22年から横ばいで、平成27年で7世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も同様に横ばい状態にあります。

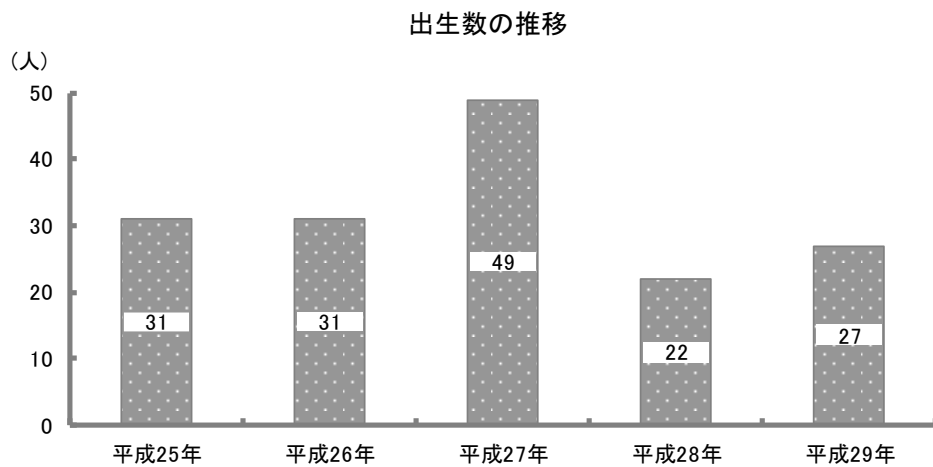


資料：国勢調査

(3) 出生の状況 ●●●●●●●●

① 出生数の推移

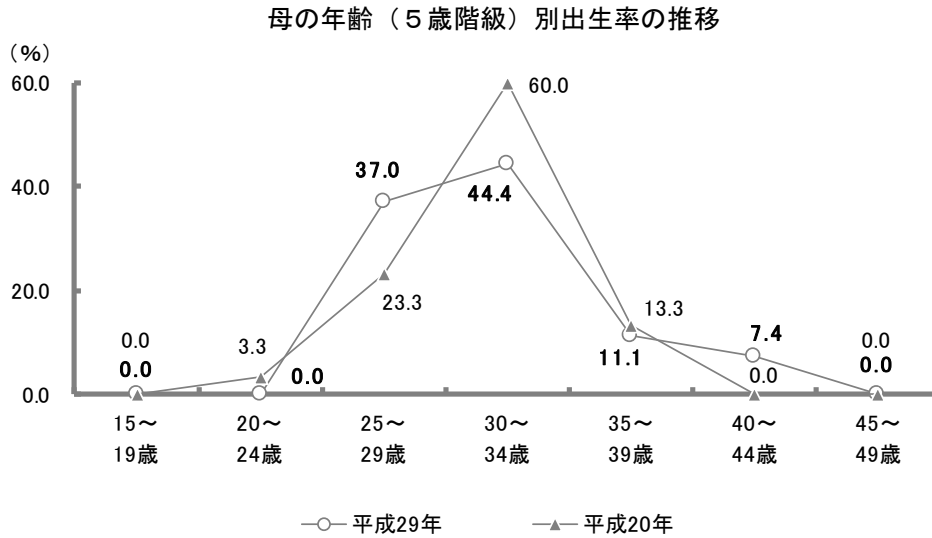
本村の出生数は増減を繰り返しており、平成29年で27人と過去5年間で約1割減少しています。



資料：愛知県衛生年報

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本村の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年と平成29年では同様に、30～34歳の割合が高くなっています。

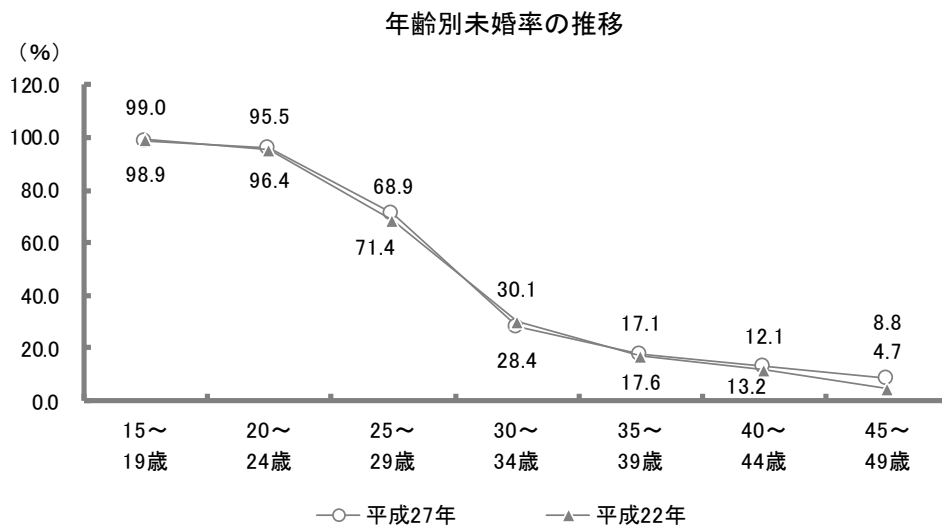


資料：厚生労働省 人口動態統計

（4）未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

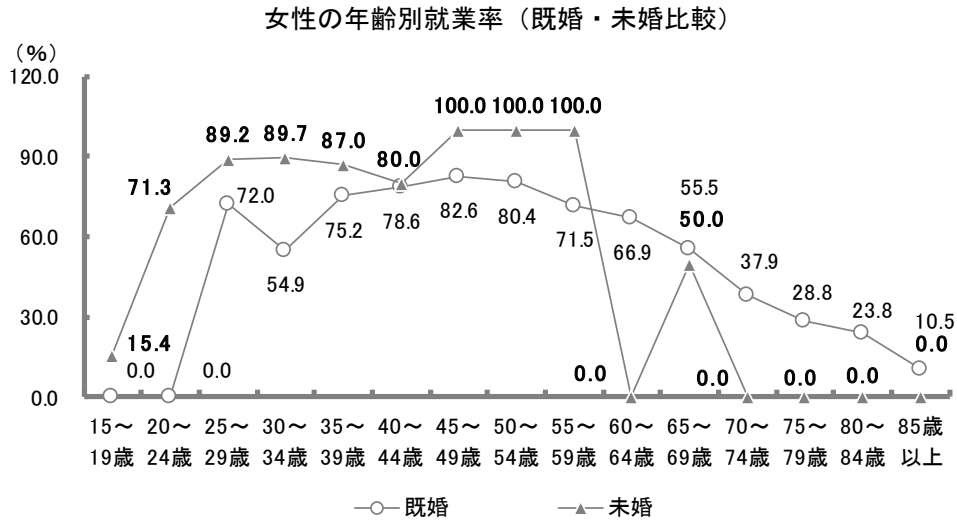
本村の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で35歳以上の未婚率が僅かに上昇しているものの、晩婚化の傾向は他地域ほど顕著には見られません。



資料：国勢調査

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本村の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、59歳までの年齢において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

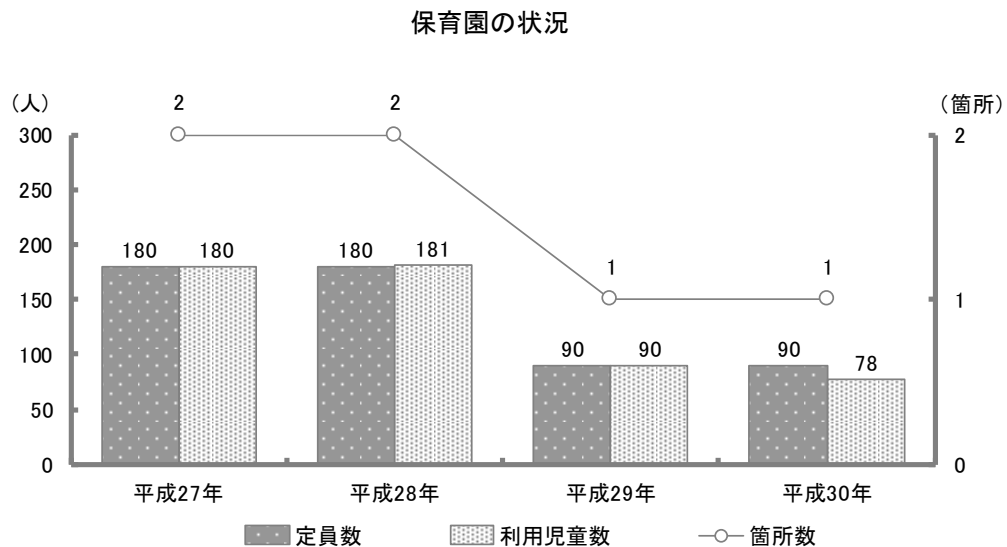


資料：国勢調査（平成27年）

（6）教育・保育サービス等の状況

① 保育園の状況

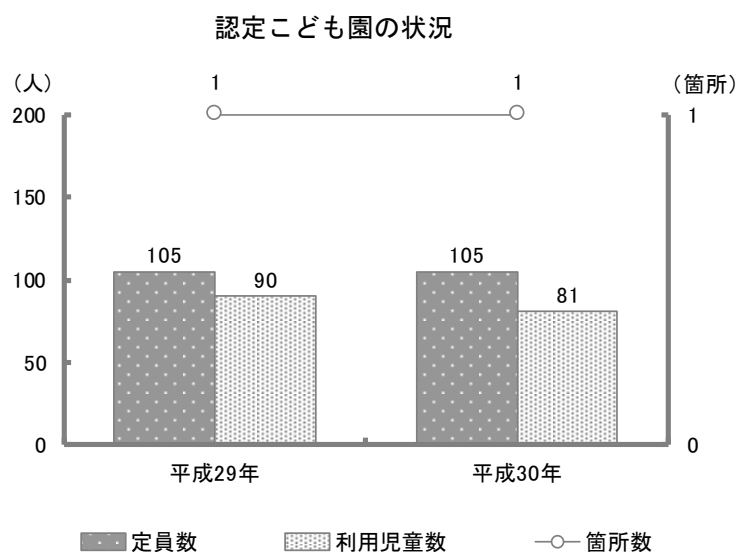
本村の保育園の状況をみると、平成30年で定員数90人と利用児童数78人となっています。



資料：庁内資料

② 認定こども園の状況

本村の認定こども園の状況をみると、平成30年で定員数105人、利用児童数81人となっています。

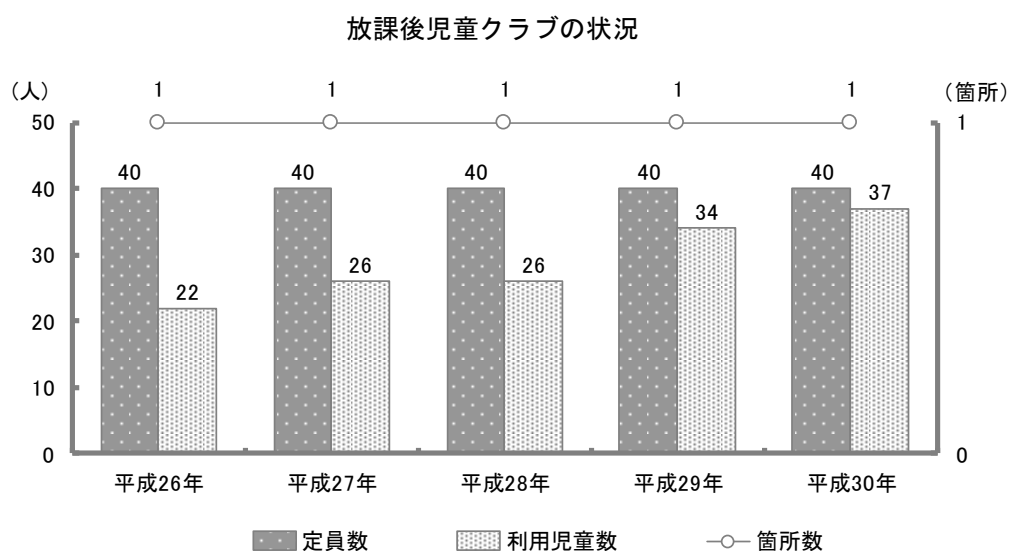


資料：庁内資料

(7) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本村の放課後児童クラブにおける定員数・利用児童数は増加傾向にありますが、箇所数は横ばいのままです。利用児童数は、平成30年で37人となっています。

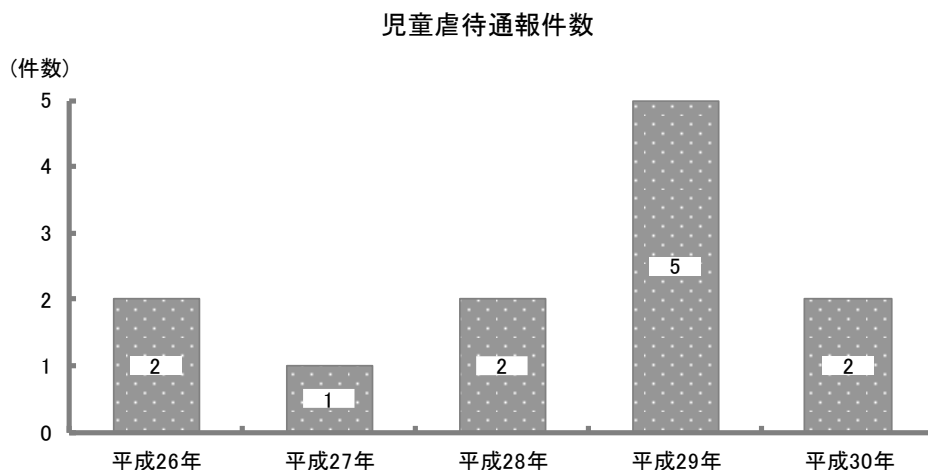


資料：庁内資料

(8) その他の状況

① 児童虐待通報件数の推移

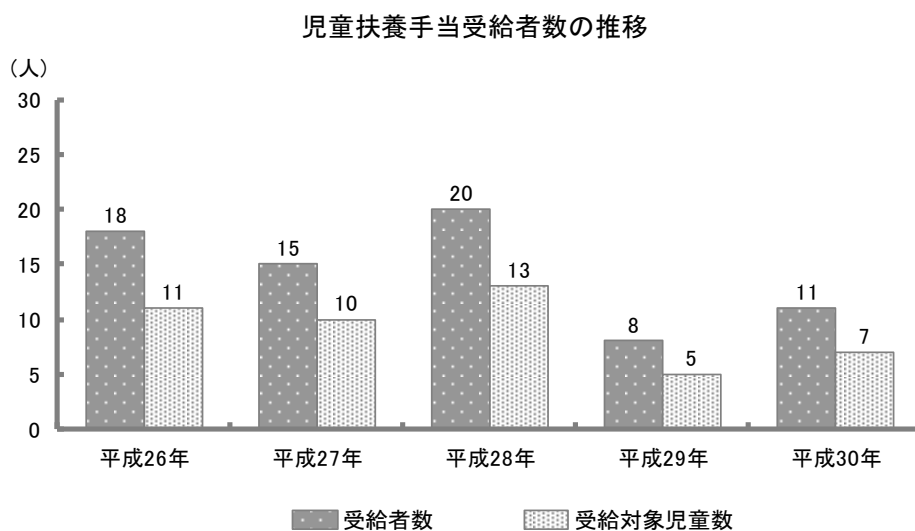
本村の児童虐待通報件数は、5件以内で推移しており、平成30年で2人となっています。 ※要保護及び要支援開始日より計上（全件が通報によるものではない）



資料：庁内資料

② 児童扶養手当受給者数の推移

本村の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数（全部支給）は減少傾向にあり、平成30年で受給者数が11人、受給対象児童数が7人となっています。

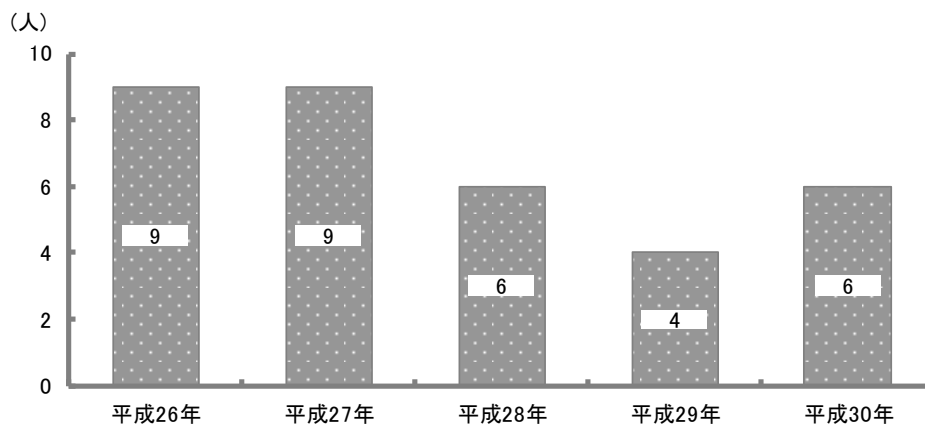


資料：庁内資料

③ 就学援助認定者数（小学生）の推移

本村の小学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、平成30年で6人となっています。

就学援助認定者数（小学生）の推移



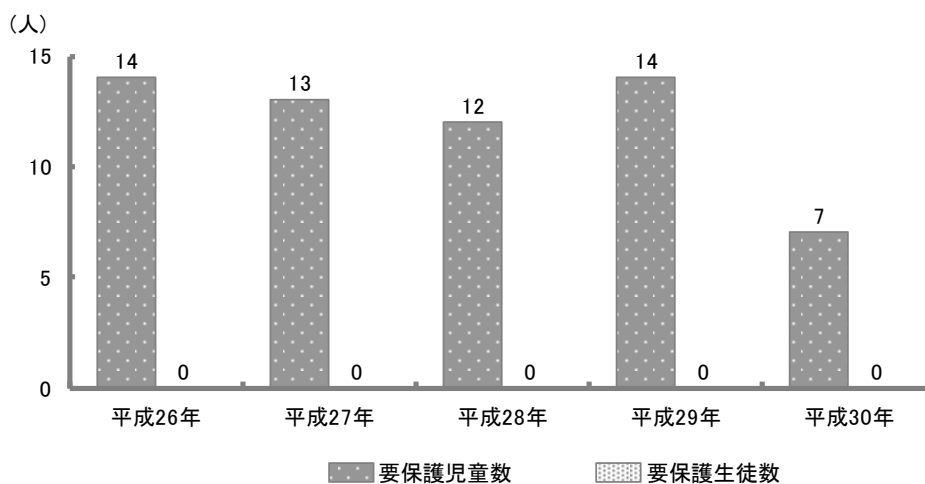
資料：庁内資料

④ 要保護児童・生徒数の推移

本村においては、家庭等における虐待の恐れが高い児童・生徒を要保護児童・生徒としています。本村の要保護児童数は増減を繰り返しており、平成30年で7人と、過去5年間で最も少なくなっています。要保護生徒数は0人となっています。

※H30はH29まで全件要保護としていたものを要保護及び要支援に分けたため減少

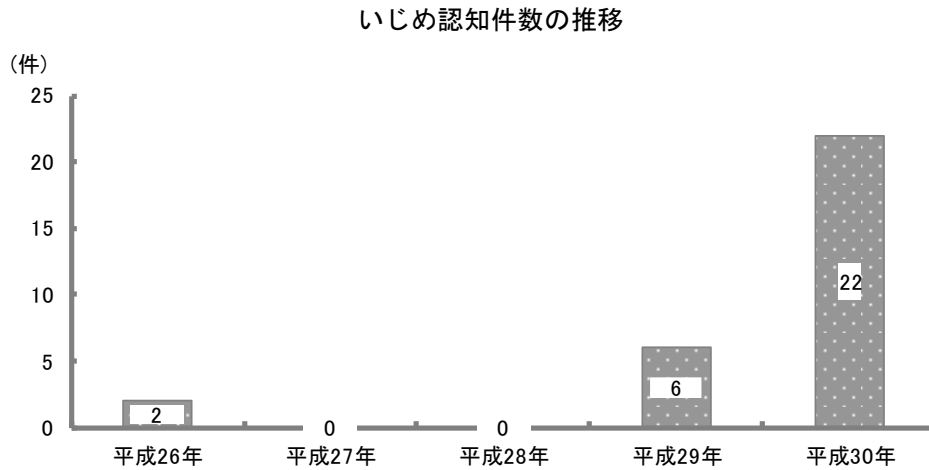
要保護児童・生徒数



資料：庁内資料

⑤ いじめ認知件数の推移

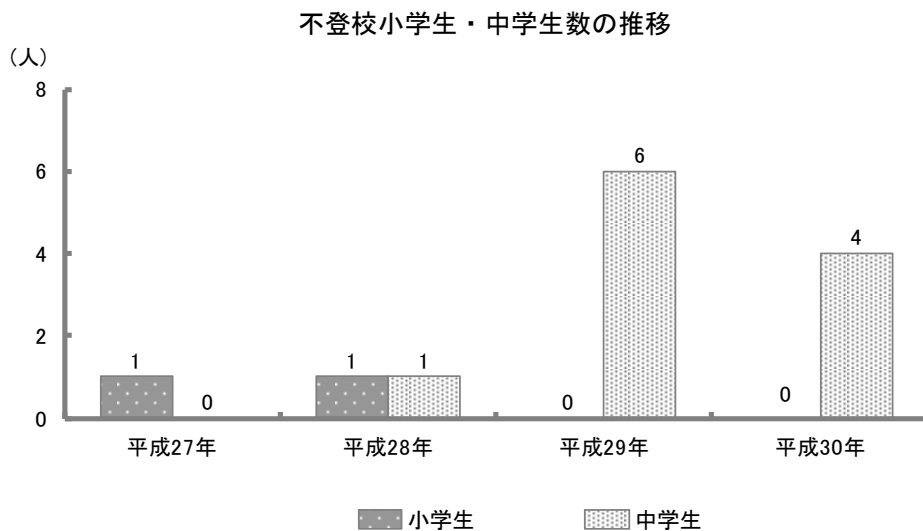
本村のいじめ認知件数は平成30年で22件となっています。いじめ認知件数は急増していますが、「いじめ防止対策推進法」の改正により、いじめを積極的に認知し、解決に向けての取組を強化したことによるものです。



資料：庁内資料

⑥ 不登校小学生・中学生数の推移

本村の不登校中学生数は増加しており、平成30年で4人となっています。不登校小学生数は、平成30年には0人となっています。



資料：庁内資料

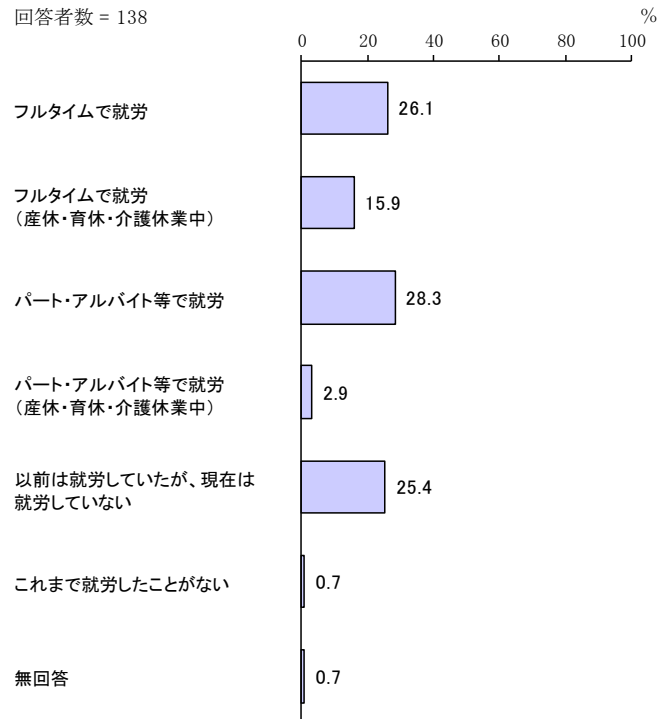
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) 子どもと家族の状況について

① 母親の就労状況

「パート・アルバイト等で就労」の割合が28.3%と最も高く、次いで「フルタイムで就労」の割合が26.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が25.4%となっています。

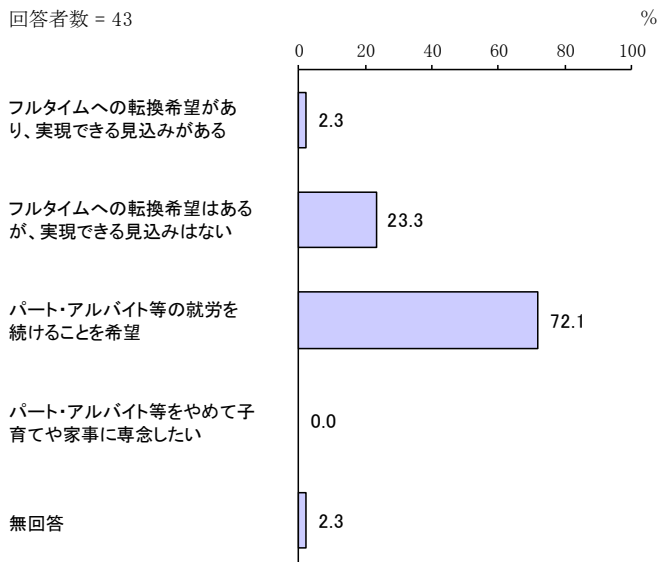
回答者数 = 138



② 母親の就労意向 (就労者の就労意向)

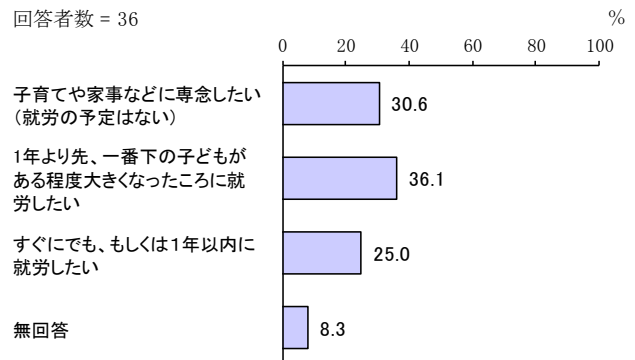
「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が72.1%と最も高く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が23.3%となっています。

回答者数 = 43



③ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

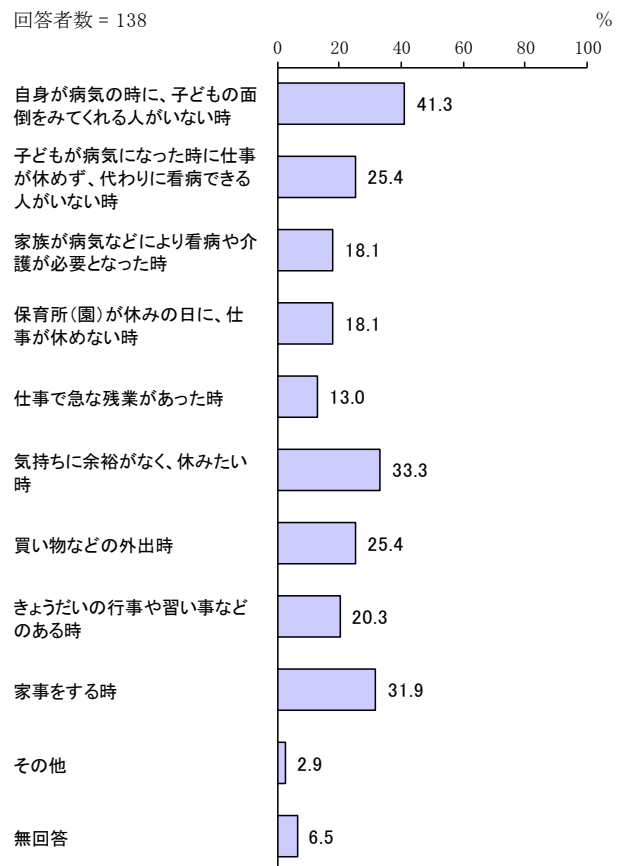
「1年より先、一番下の子どもがある程度大きくなったところに就労したい」の割合が36.1%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が30.6%、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が25.0%となっています。



(2) 子育て環境について

① 子育てするうえでの困りごと

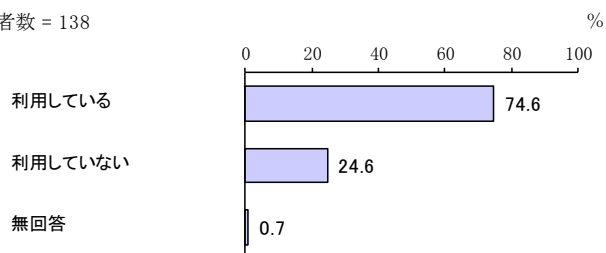
「自身が病気の時に、子どもの面倒をみてくれる人がいない時」の割合が41.3%と最も高く、次いで「気持ちに余裕がなく、休みたい時」の割合が33.3%、「家事をする時」の割合が31.9%となっています。



(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

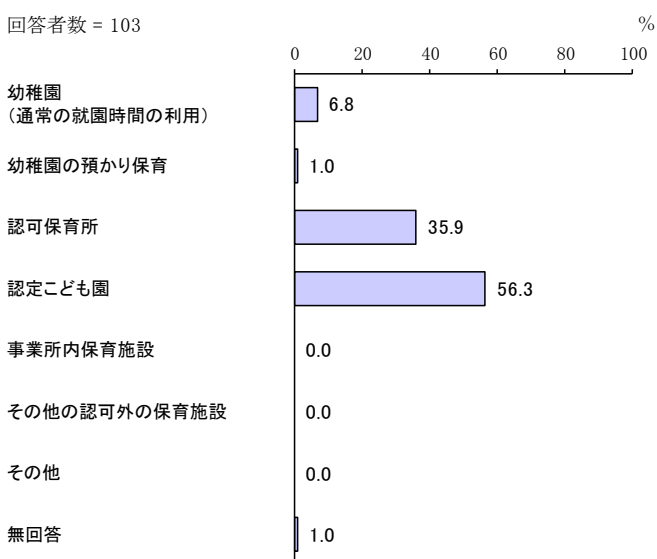
① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

「利用している」の割合が74.6%、回答者数 = 138
「利用していない」の割合が24.6%と
なっています。



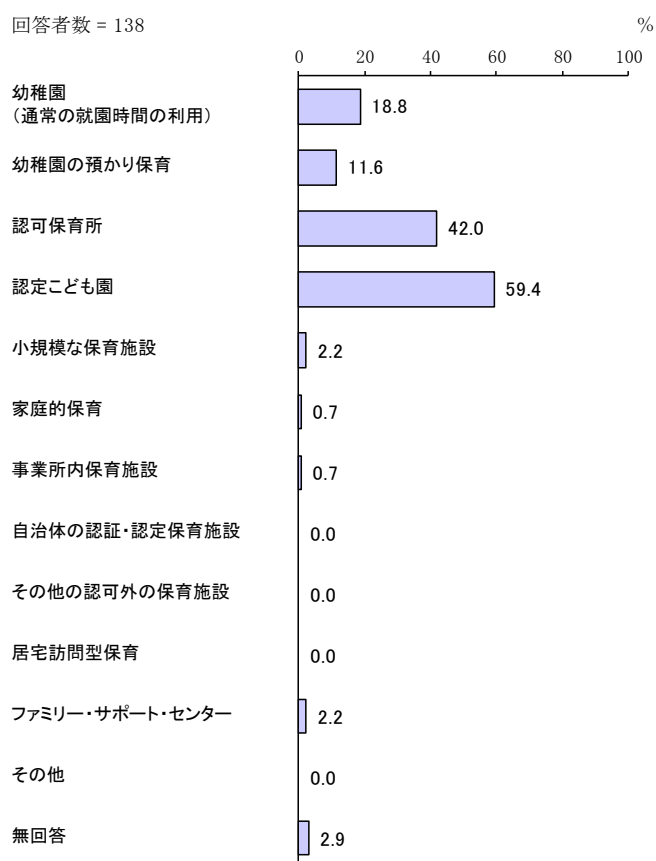
② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

「認定こども園」の割合が56.3%と
最も高く、次いで「認可保育所」の割
合が35.9%となっています。回答者数 = 103



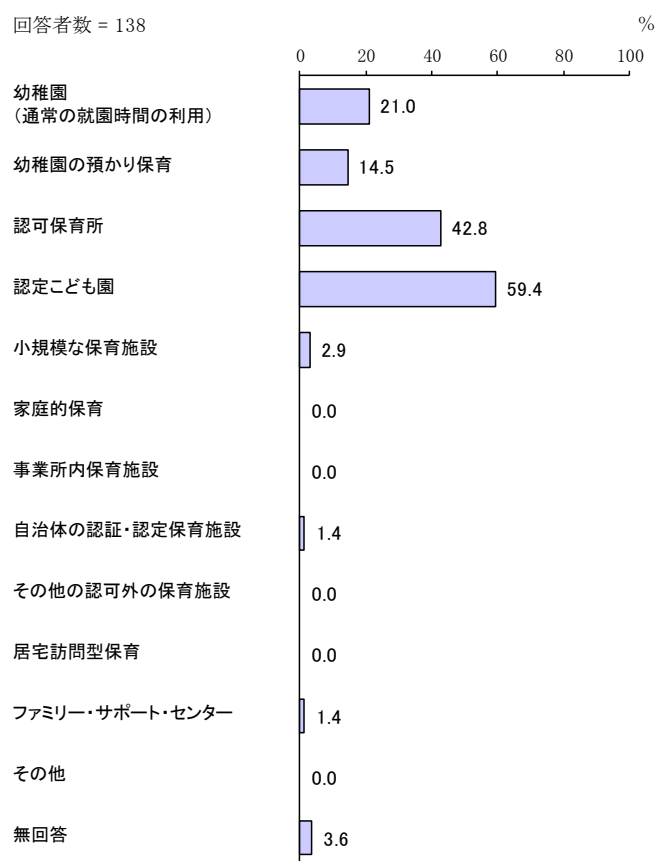
③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（有償の場合）

「認定こども園」の割合が59.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が42.0%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が18.8%となっています。



④ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業（無償の場合）

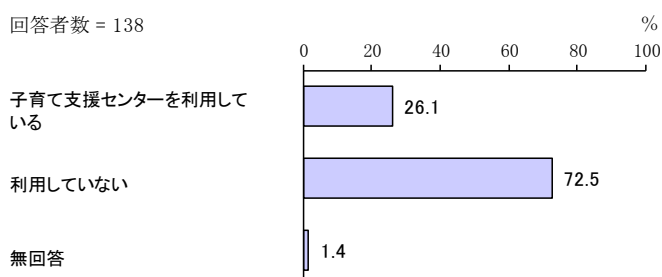
「認定こども園」の割合が59.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が42.8%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が21.0%となっています。



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況について

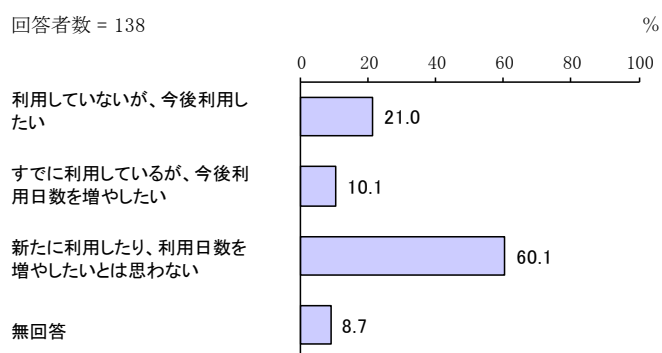
① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

「子育て支援センターを利用している」の割合が26.1%、「利用していない」の割合が72.5%となっています。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

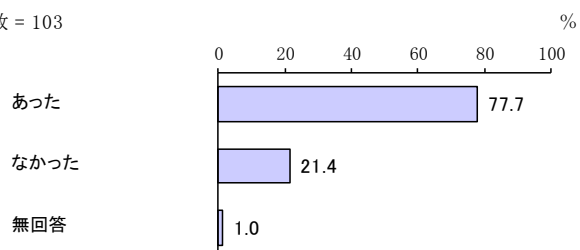
「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が60.1%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が21.0%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が10.1%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の割合が10.1%となっています。



(5) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

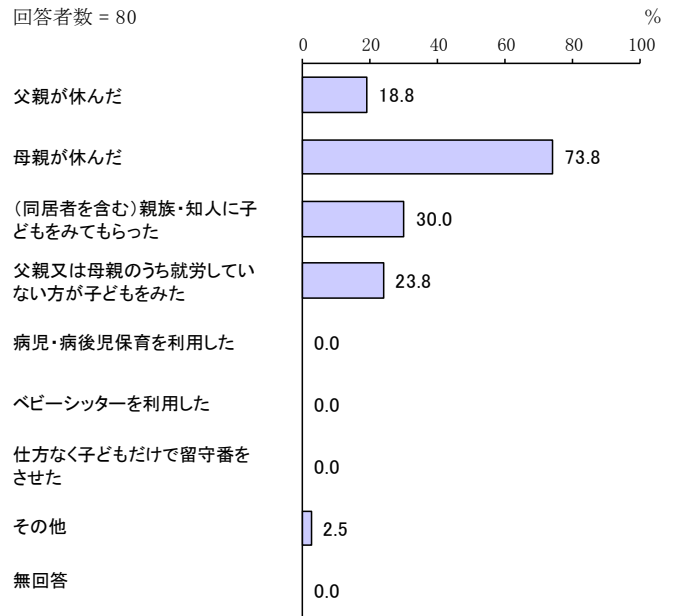
「あった」の割合が77.7%、「なかった」の割合が21.4%となっています。



② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

「母親が休んだ」の割合が73.8%と最も高く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が30.0%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が23.8%となっています。

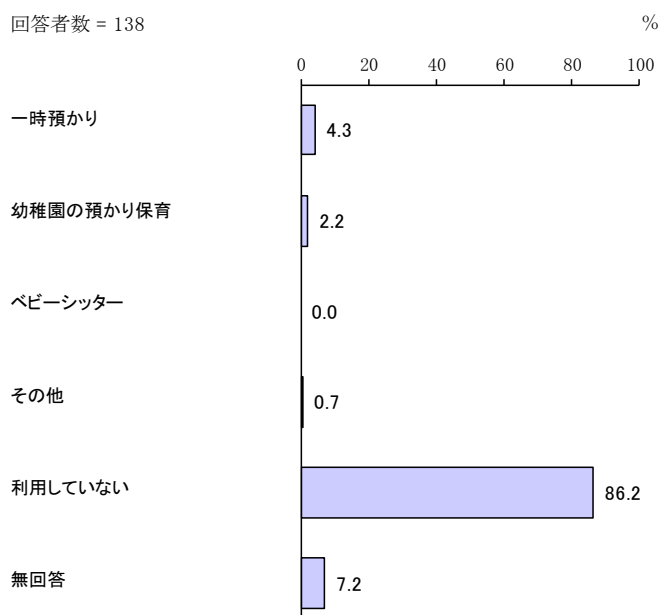
回答者数 = 80



(6) 一時預かり等の利用状況について

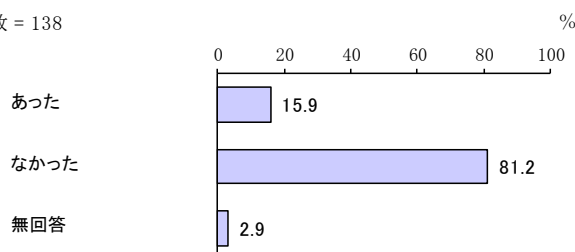
① 不定期の教育・保育の利用状況

「利用していない」の割合が86.2%
回答者数 = 138
と最も高くなっています。



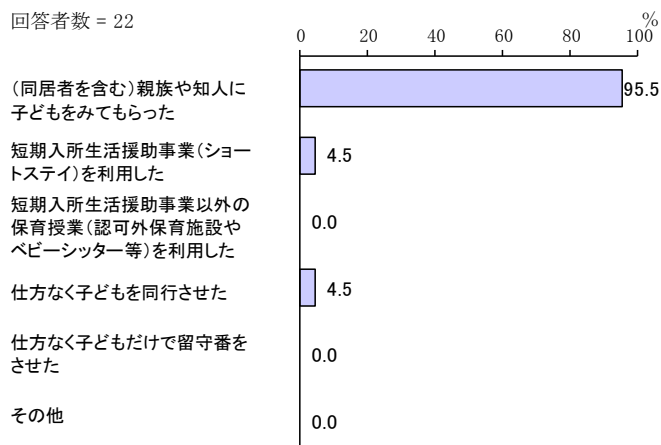
② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

「あった」の割合が15.9%、「な
かった」の割合が81.2%となっ
ています。回答者数 = 138



対応方法

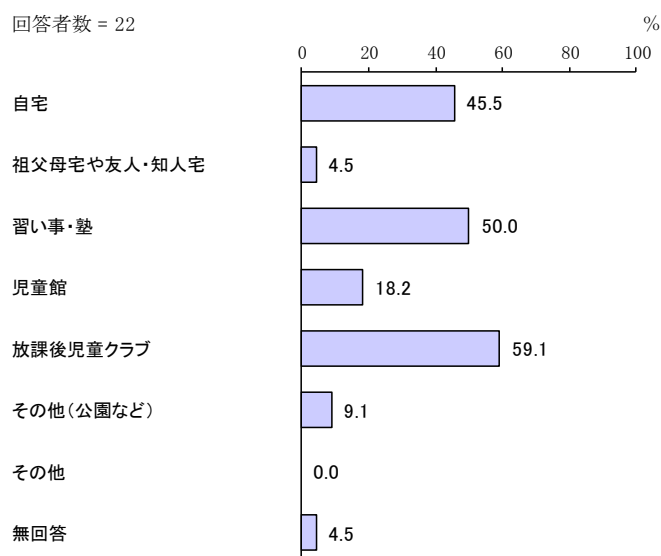
「(同居者を含む) 親族・知人にみ
てもらった」の割合が95.5%と最
も高くなっています。回答者数 = 22



(7) 小学校就学後の過ごし方について

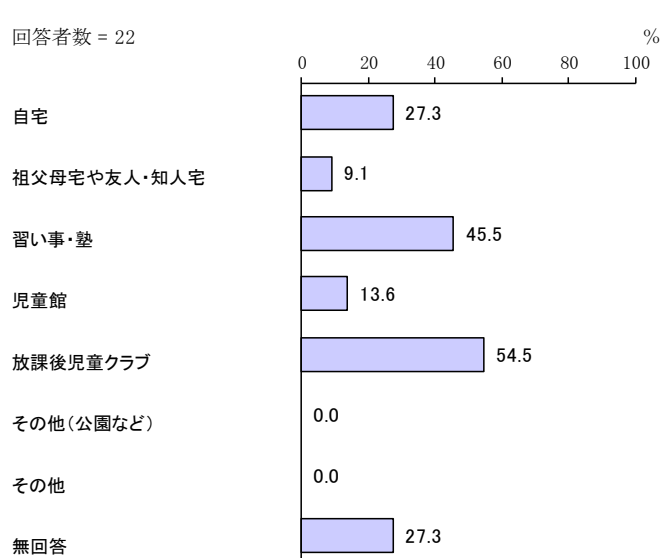
① 就学前児童保護者の小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

「放課後児童クラブ」の割合が59.1%と最も高く、次いで「習い事・塾」の割合が50.0%、「自宅」の割合が45.5%となっています。



② 就学前児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

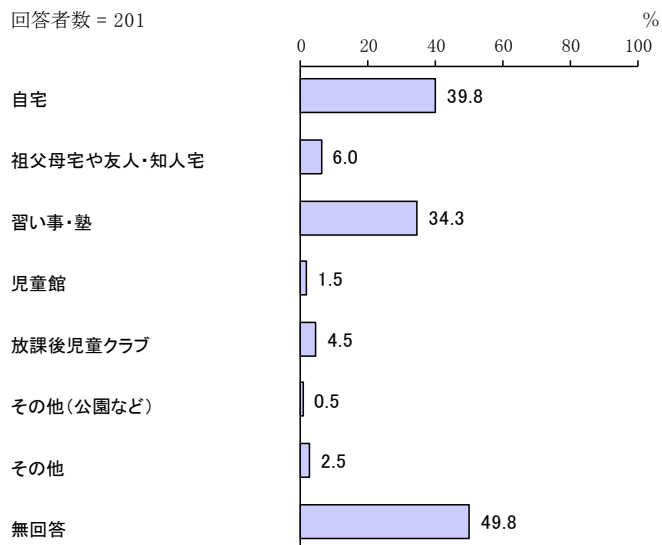
「放課後児童クラブ」の割合が54.5%と最も高く、次いで「習い事・塾」の割合が45.5%、「自宅」の割合が27.3%となっています。



③ 就学児童保護者の小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

「自宅」の割合が39.8%と最も高く、次いで「習い事・塾」の割合が34.3%となっており、「放課後児童クラブ」の割合は4.5%となっています。

回答者数 = 201

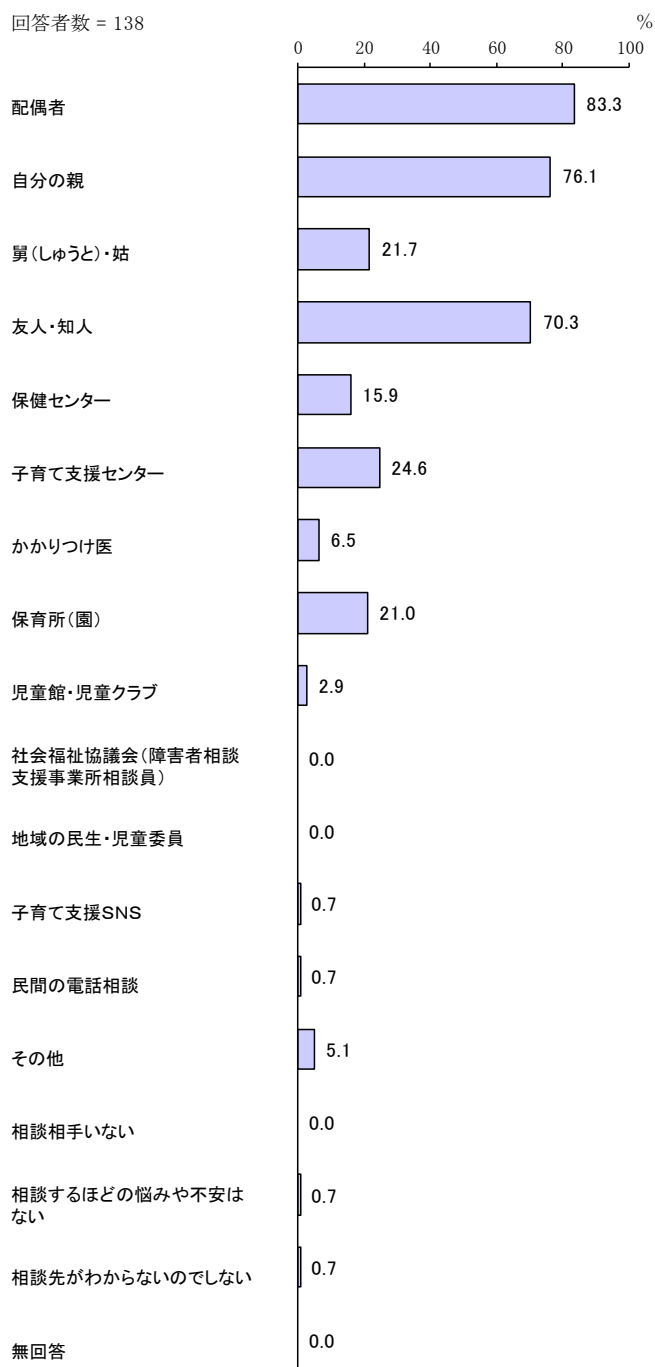


(8) 相談の状況について

① 就学前児童の保護者の気軽に相談できる相談先

「配偶者」の割合が83.3%と最も高く、次いで「自分の親」の割合が76.1%、「友人・知人」の割合が70.3%となっています。

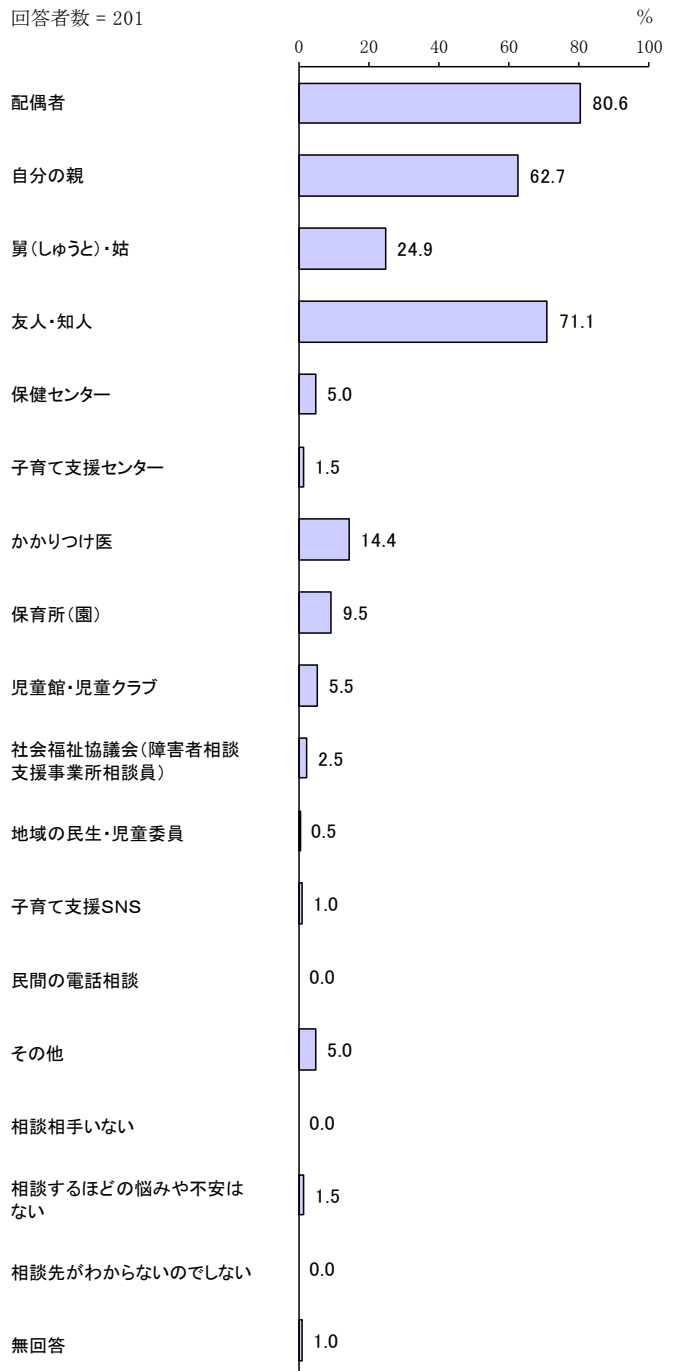
回答者数 = 138



② 就学児童の保護者の気軽に相談できる相談先

子育て(教育)の気軽な相談先では、「配偶者」が80.6%で最も高く、以下「友人や知人」71.1%、「自分の親」62.7%となっています。

回答者数 = 201

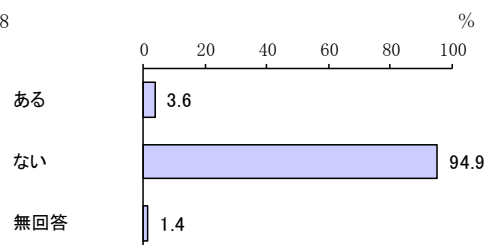


(9) 児童虐待について

① 身近で、虐待やそれを疑うような現場を見たり、聞いたりしたことの有無

「ある」の割合が3.6%、「ない」の割合が94.9%となっています。

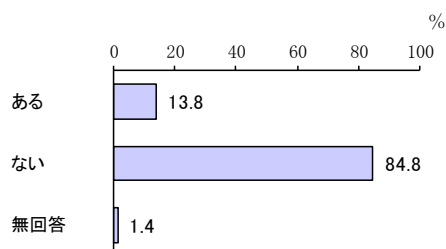
回答者数 = 138



② 子育てをするうえで、過去に虐待にあたる行為をしてしまったことの有無

「ある」の割合が13.8%、「ない」の割合が84.8%となっています。

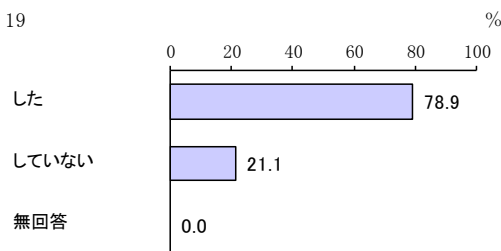
回答者数 = 138



③ 虐待にあたる行為をしてしまったことについての相談の有無

「した」の割合が78.9%、「していない」の割合が21.1%となっています。

回答者数 = 19



3 第2期計画策定に向けた課題

飛島村子ども・子育て支援事業計画の施策ごとに飛島村の子どもや子育てを取り巻く課題を、アンケート結果を基に整理しました。

(1) 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援について

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、特定教育・保育施設との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の保育・教育力を高め、充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培うことが大切であるため、地域の子ども・子育て事業において特色のある充実した取組が必要です。

アンケート調査では、7割以上の幼児が認定こども園・認可保育所などを利用しており、「認定こども園」が半数以上、「認可保育所」が約4割を占めています。

特定教育・保育施設等を選択する際に重要視しているのは「通園距離や立地条件」「教育方針や保育方針の内容」「保育に伴うサービス（預かり保育・バス送迎・課外教室等）」の順となっており、保育事業の利用意向と潜在的な保育ニーズがうかがえます。

子どもの人口は今後、減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加している状況です。今後も保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

また、子どものライフステージにあわせた、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要であり、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。

(2) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保について

国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

また、国においては、放課後児童クラブ〔学童保育〕及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標としており、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

アンケート調査では、就学前の未就労の母親の就労希望は6割強となっており、共

働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。放課後の過ごし方について、就学前では「放課後児童クラブ〔学童保育〕」を希望する割合が低学年で約6割、高学年で5割半ばとなっています。一方で、小学生では、就学前の希望に比べ「放課後児童クラブ〔学童保育〕」で過ごしている割合が低く、放課後児童クラブの適切なニーズを把握していく必要があります。

就学期の保育ニーズを的確に捉え、放課後児童クラブ〔学童保育〕等、子どもの成長を支える多様な提供内容の検討や、指導員の質の確保等、より豊かな子どもの居場所づくりが求められます。

また、子どもの成長を支えるために、子どもの遊び・学び・食事を通じて、心身ともに健やかに育ち、望ましい未来をつくるために必要な力を培う環境づくりを進めていくことが重要です。

(3) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保について・・・・・・・・

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、子育て世代包括支援センターを令和2年度に全国展開を目指し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することを目指しています。

アンケート調査では、日頃、子どもの子育てをする上で、「相談先がわからないからしない」の割合が0.7%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がない人がいます。子育てが辛いと思う時は「自分の病気の時」「気持ちに余裕がなく、休みたい時」「家事をする時」などとなっています。

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないように、身近で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、相談相手がない方や子どもの預け先がない方への対策（周知やアウトリーチ（積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること）など）を行っていくことが求められます。

また、複雑化かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談できる体制の整備や専門機関同士の連携を行うことが求められます。

さらに、子育てが一段落ついた方を地域で子育ての担い手として活用し、身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。

(4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する関係機関が行う施策との連携について・・・・・・・・

国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成28年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約1/3となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

本村ではひとり親世帯（母子及び父子世帯）は平成27年で7世帯となっており、支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援に結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難な家庭への支援を行うことが必要です。

アンケート調査では、子育てに関して「自分の病気の時」に子育てが辛いと感じる人が多くなっています。また、子育て（教育を含む）に関する相談相手については、「配偶者」「自分の親」「友人・知人」の割合が高くなっています。

本村では、乳幼児健康診査や新生児家庭訪問を通じて、保護者の不安や悩み相談及び子育ての情報提供を行い、適切なサービスの提供に結びつけています。

今後は、妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、個々の相談に応じた相談方法を整備することで、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近で気軽に相談できる仕組みや体制づくりが重要です。

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

アンケート調査では、就学前児童調査で、虐待やそれを疑うような現場を見たり、聞いたことが“ある”人は約4%、虐待にあたる行為をしたことが“ある”人は1割強となっており、その内の約2割は「誰にも相談していない」と回答しています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実にも努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

すべての子どもは、障害の有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への参加・包容（インクル

ージョン)の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、障害のある子ども本人やその家族のために児童発達支援を提供していくことが重要です。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や、発達につまづきのある人への支援の強化とともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

また、障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが、保育、教育、就労へと移行する際に、医療機関や学校、保健センター、子育て支援センター、特定教育・保育施設等関係機関と情報を共有しながら連携を図ることが必要です。

(5) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携について

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を実現することを目指しています。

本村においては、女性の年齢別就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇していますが、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブは回復していません。しかし、全国・県に比べても女性の就業率は高く、共働き世帯の割合も同様の傾向がみられます。

また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯は、平成27年で168世帯となっています。こうした世帯では、仕事と家庭の両立に向けた支援が求められており、いかに就労希望を叶えられるかが重要です。

アンケート調査結果によると、現在は就労していないが、数年先には就労を希望する母親の割合は約6割あり、また、現在はパート・アルバイト等の就労をしており、今後フルタイムへの転換希望を持つ母親の割合は約2割となっていることから、潜在的な就労ニーズの高まりがうかがえます。

仕事と子育ての両立に向け、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成が求められおり、また、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」の考え方をさらに浸透させていくことが重要となっています。

4 飛島村日本一健康長寿村研究会による提言

飛島村日本一健康長寿村研究会において、「飛島村子ども・子育て支援事業計画」策定に向けた調査を実施し、提言書がとりまとめられました。提言書の概要は以下の通りです。

(1) 継続的な子育て支援・・・・・・・・

① 当事者主体

継続的な子育て支援は、子育て支援の大きな核であるといえます。調査では支援の継続性に関するニーズがあがりました。継続的な支援の実現のために大切な視点として、専門職、子育て中の親の両者から当事者主体というキーワードが挙がりました。子どもが本来持っている「育つ力」を尊重し、それを引き出していくための支援が求められています。子育て支援には、子ども自身の主体性を尊重し、育つ力を引き出し、育み、見守り、支える視点と継続的なかわりが大切になります。

② 縦につながる支援

保育園・保育所の入園、入所時や、就学のタイミングで、生活や支援が変わる、途切れることへの不安の声がありました。継続的な子育てを支援するために、妊娠期、乳幼児期、学童期、思春期へと、切れ目なく、その時期の課題に合わせた適切な支援をすることが求められます。

③ 横のつながりのある支援

保健センター、子育て支援センター、保育園・保育所、学校、児童クラブ、児童館などの保健福祉機関および教育機関の連携が求められています。児の成長に伴い生活の場は広がり、就学時の保育園・保育所と学校、保育園・保育所と児童館、学校と児童クラブなど、連携が必要な機会は多く、連携の円滑さは子どもと親の困り感に影響します。それぞれの専門機関が互いの活動や専門性への理解を深め、強みを生かした協働を実践し、人材交流や支援技術の提供なども積極的に行うことで、より適切な支援が実現します。

(2) 包括的な子育て支援・・・・・・・・

① 親同士の関係性構築の場づくり

調査では子育てをする上でのサービスニーズとして、親同士で育児の悩みや話をできる機会や、転入者の居場所づくりなどについて意見があがりました。親同士の交流など子育ての当事者同士の支え合いは長い子育ての大きな力となると思われます。公民館での子育てサロン、子育てサークルやイベント参加を通じて情報共有や交流のきっかけづくりへのサポートが求められます。

② 養育者に寄り添う支援

社会情勢の変化に伴い、各家庭の子育てを取り巻く状況も多様になっています。第2子の出産や双胎、家族関係や仕事との両立など、家族環境や子育て時期に応じて養育者の状況は日々変化します。子育ての負担は子どもの成長や家族を取り巻く環境によって多様であり、対応する支援ニーズへの多様化も求められます。平成30年度より子育て支援センターが開設され、今後は非利用者など潜在ニーズに対応したサポートも期待されています。多様化する負担感や困り感に寄り添い、軽減につながるサポートが求められています。

③ 子育てへの助言

調査では子育てに関する困りごとや悩みを相談する専門職からの助言への要望がありました。その時々専門職からの助言によって気持ちが楽になったという経験談も聞かれました。子育て支援の施設ニーズにおいても、専門職に気軽に相談できる場としての意見や、戸別訪問やアウトリーチ（積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること）による訪問相談の必要性に関する意見もあがりました。調査では、乳幼児期、学童期、思春期、それぞれの時期や子どものタイミングで子育てに関する助言が必要な機会があります。必要に応じて適切な助言を受けられる仕組みづくりが求められます。

(3) 子育て支援サービスの使いやすさ向上・・・・・・・・

① 子育て支援情報の一元化

転入者や第1子の子育て開始時期など、必要な子育て支援情報が受け取りにくい現状について改善を希望する声が聞かれました。子育て支援のみの目的ではないサービスを含め、子育て窓口や子育て支援情報の集約により、子育て支援が主体ではないサービスを含むすべてのサービスが子育てをキーワードとした情報として一元化され、誰もが子育て情報にアクセスしやすい仕組みづくりが求められます。

② 多様化への対応

様々な子育て支援サービスの中で、子と親に選択肢が確保され、家族の多様性が尊重され、子どもと親にあったものを選択できることへのニーズが多く聞かれました。共働き家庭の就労を支える子育て支援として、調査では一時預かり、病児保育、ファミリーサポート、児童クラブの単発利用などへのニーズがあがりました。また、利用要件を満たさない時短勤務者や自営業者への対応やリフレッシュ保育のさらなる充実へのニーズもあげられました。子育てに困難を抱える親や、病児保育や学童保育などを活用した仕事との両立、発達特性に合わせた療育や放課後児童デイサービスなどへのニーズなど、多様化している子ども、親、家庭環境に対応するサポートが求められています。

③ 時代の変化に合わせた環境整備

誰もが使いやすい子育て支援サービスには、環境の整備が重要です。サービスの利用においては、利便性を向上させるための環境整備に関する声が聞かれました。人が集まる公園、親も利用しやすい公園、行きたくなる公園にするための工夫の必要性や、各施設の駐車場などのアクセスの整備への意見があがりました。また、妊婦タクシーや、健診時のタクシー利用、子育て支援センター行きのバスや、子どもの通学等でのスクールバスなど、移動手段の確保への要望もあがりました。

(4) 安心安全な子育て環境づくり

① すべての子育て環境における安全の確保

子育て世代にとどまらずすべての世代から、子どもの視点に立った防犯と交通安全対策が求められています。子どもだけで遊べる環境や安心して登下校できる環境整備に向け、街灯や監視カメラの設置、地域での見守り強化、交通マナーの徹底の必要性があげられました。通学路については、ガードレールの設置への要望や道の舗装、車両の往来が見えづらい道路や夜間の暗さなどの環境面、子どもが一人で出歩くことに対する不安や安全パトロールなどの住民の見守りの必要性があげられました。公園については、飛び出し防止と見通しの確保を兼ね備えた柵の設置など、交通事故防止、防犯両面での安全の確保に対する要望が聞かれました。災害時の避難経路についての声もあり、災害発生の場所や時間に合わせた安全確保の必要性があげられました。

② 平時からの防災活動推進

子ども達が安心安全に暮らせる地域づくりに向け、平時からの防災活動推進ニーズがあげられました。防災意識が高く、防災対策が充実しているという認識はあるものの、特別なものという位置づけになっており、子ども達にとって身近になっていないという声が聞かれました。防災を身近に感じ、いざという時に役立つように、普段から活動を行い、いつも備えのある防災活動の推進が求められています。

③ 安心安全を学ぶ機会の提供

現在実施されている自転車講習や、道路安全の講習の必要性に関する声がありました。今後は、単発の実施にとどまらず、継続的な実施をしていくことにより、知識を定着させて、学んだ内容を十分に生かしていきたいというニーズが聞かれました。

④ 安心安全を継続するための社会とのつながり

住民が一体となり、安心安全を実感しつづけられる環境づくりが求められています。調査では、子ども達が安心安全に暮らせる地域づくりに向け、子どもの通学路など子どもが通る道路での村民の見守りや、ファミリーサポートなどへのニーズがあがり、共に支え合い助け合う地域づくりが求められています。日々の子育てから災害などの緊急時まで、住民同士が支え合い、助け合える仕組みづくりが重要です。



第3章 計画の基本理念、施策体系

1 基本理念

「飛島村子ども・子育て支援事業計画策定に向けた提言」では心豊かな子どもが育つためには、安心安全な子育て環境づくりが望まれています。

そのためには、子どもの発達段階に応じた支援とともに、子どもや子育て家庭を取り巻く保健センター、子育て支援センター、保育園・保育所、学校、児童クラブ、児童館などの保健福祉機関および教育機関の連携の強化が求められています。



本計画の基本理念については、子ども・子育て支援法の目的や子ども・子育て支援に関する基本的認識等を踏まえつつ、村として一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、前計画「飛島村子ども・子育て支援事業計画」を継承しつつ、飛島村の未来を担う子どもたちへの思いも加味し、『家庭・地域が育てる心豊かな子どもが育つ 安全で安心なむら とびしま』を基本理念とします。

基本理念

**家庭・地域が育てる
心豊かな子どもが育つ
安全で安心なむら とびしま**



2 基本的な視点

本計画の基本方針については、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針等を踏まえて、次のとおり設定します。

- 「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識と、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育て支援を実施します。
- 地域が保護者に寄り添い、子育てへの負担や不安、孤立感を和らげることで、保護者が自己肯定感を持ちながら、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援に努めます。
- 未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような地域社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

3 計画の施策体系

[基本理念]

[施策]

家庭・地域が育てる心豊かな子どもが育つ安全で安心なむらとびしま

1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

(1) 教育・保育提供区域の設定

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する関係機関との連携

5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

6 子どもがすこやかに育つむらづくりに向けた取組の推進

(1) 継続的な子育て支援

(2) 包括的な子育て支援

(3) 子育て支援サービスの使いやすさ向上

(4) 安心安全な子育て環境づくり



第4章 施策の展開

1 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実

本村は、幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援の充実に向けて、次のとおり、各事業についてニーズ調査結果等に基づき量の見込み（必要量）を設定し、見込みに応じた確保方策（確保の内容・量）及び実施時期を設定します。

なお、「量の見込み」の推計と確保方策等の設定の流れは、次のとおりです。

◇ 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するもので、この区域ごとに、各事業の量の見込みと確保策を定めます。



◇ 家庭類型の分類

就学前児童の保護者へのニーズ調査結果に基づき、対象となる子どもの父母の有無、就労状況を踏まえて、回答者の家庭をタイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。



◇ 各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）の利用意向の集計

各事業（幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業）について、ニーズ調査結果に基づき、事業対象者に該当する「家庭類型」ごとに利用意向を集計します。

なお、一部事業（養育支援訪問事業、妊婦健康診査）については、ニーズ調査結果によらずに、量の見込みの推計を行います。



◇ 量の見込みの推計 = 推計児童人口 × 家庭類型 × 事業の利用意向

計画期間（令和2年度から令和6年度）の推計児童人口と家庭類型ごとの割合を掛け合わせ、将来の家庭類型ごとの児童人口を算出し、それに各事業の利用意向を掛け合わせることによって、各事業の量の見込みを設定します。



◇ 量の見込みに対する確保方策等を設定

各事業の量の見込みに対して、どの程度の量を確保するのか、どのような供給体制を確保するのか、新制度への移行調査の結果等を踏まえつつ、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定します。

【家庭類型の分類について】

ニーズ調査結果に基づき、対象となる就学前児童の父母の有無、就労状況を踏まえて、タイプAからタイプFまでの8種類の「家庭類型」に分類します。

なお、「家庭類型」の分類は、家庭の就労状況による保育の必要性の判定をはじめ、各事業の利用対象者を抽出するために行うものです。

家庭類型の分類方法

父親	母親		父親不在	フルタイム (育休・介護休業中を含む)	パートタイム (育休・介護休業中を含む)			現在は就労していない 就労したことがない
					120 時間以上	64 時間以上 120 時間以下	64 時間未満	
母親不在		タイプA						
フルタイム (育休・介護休業中を含む)				タイプB	タイプC	タイプC´		
パートタイム (育休・介護休業中を含む)	120 時間以上			タイプC	タイプE			タイプD
	64 時間以上 120 時間以下			タイプC´	タイプE´			
現在は就労していない 就労したことがない				タイプD			タイプF	

家庭類型の分類結果（単位：人）

家庭類型		現在		潜在 ※1	
		実数	割合	実数	割合
タイプA	ひとり親	3	0.02	3	0.02
タイプB	フルタイム × フルタイム	50	0.41	50	0.41
タイプC	フルタイム × パートタイム (就労時間 月 120 時間以上 + 64 時間 ※2 ~120 時間の一部)	24	0.20	26	0.21
タイプC'	フルタイム × パートタイム (就労時間 64 時間未満 + 64 時間~120 時間の一部)	10	0.08	14	0.12
タイプD	専業主婦（夫）家庭	34	0.28	28	0.23
タイプE	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親双方 月 120 時間 以上 + 64 時間~120 時間の 一部)	0	0.00	0	0.00
タイプE'	パートタイム × パートタイム (就労時間 両親のいずれかが 64 時間未満 + 64 時間~120 時間の 一部)	0	0.00	0	0.00
タイプF	無業 × 無業	0	0.00	0	0.00
ニーズ調査の回答者全体		121	1.00	121	1.00

※1 潜在とは、例えば、現在は母親がパートタイム、父親がフルタイムのご家庭（タイプC）で、母親にフルタイムへの転換希望があり、希望が実現できる見込みがあると回答している場合には、潜在としてはタイプBに組み込むこと。なお、フルタイムへの転換希望等の質問に無回答の方がいるため、現在と潜在で回答者数が異なる

※2 下限時間とは、新制度における国の基準として、保育短時間（1日8時間）の利用対象者として、パート等の就労時間の下限は1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定めることが基本となっており、本村は下限時間を64時間と設定

（1）教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・

教育・保育提供区域とは、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定する区域です。

本村の教育・保育提供区域の設定にあたっては、村域が22.53平方キロメートルで比較的狭く、小学校区が1つであることを踏まえて、村全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策等

国から示された基本指針等に沿って、幼児期の教育・保育について「量の見込み」を定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

幼児期の教育・保育

認定区分		対象事業	事業概要
1号	子どもが満3歳以上 保育の必要なし	専業主婦(夫)家庭、就労時間が短い家庭 共働きであるが、幼稚園利用を希望する家庭	認定こども園及び幼稚園 認定こども園(幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設)及び幼稚園で、教育標準時間(1日4時間程度)の幼児教育を実施
2号	子どもが満3歳以上 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。
3号	子どもが満3歳未満 保育の必要あり	共働きの家庭	認定こども園及び保育所で、両親ともにフルタイムで就労する場合、又はそれに近い場合は、保育標準時間(1日11時間)までの利用に対応。 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合は、保育短時間(1日8時間)までの利用に対応。 地域型保育事業(定員6人以上19人以下の小規模保育、定員5人以下の家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)で、上記と同様の対応。

② 量の見込みと確保方策等

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。なお、『飛島村障害児福祉計画』において、特定教育・保育施設及び児童クラブにおける障がい児数の見込みを定めていることから、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込みなどを定めている『飛島村障害児福祉計画』との整合性を確保し、協議・調整しながら量の見込み及び確保方策を設定します。

②-1 1号認定

1号認定（3歳以上保育の必要なし）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園）による確保方策等を次のとおり設定します。

1号認定（3歳以上保育の必要なし）〈単位：人〉

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (必要利用定員総数)	15	15	15	15	15
確保方策	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設 (認定こども園)	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設 (保育所)	—	—	—	—	—

②-2 2号認定

2号認定（3歳以上保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）による確保方策等を次のとおり設定します。

2号認定（3歳以上保育の必要あり）〈単位：人〉

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み (必要利用定員総数)	84	82	76	85	89
確保方策	90	90	90	90	90
特定教育・保育施設 (認定こども園 及び保育所)	90	90	90	90	90

②-3 3号認定

3号認定（3歳未満保育の必要あり）は、量の見込みとともに、特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）、地域型保育事業による確保方策等を次のとおり設定します。

3号認定（3歳未満保育の必要あり）〈単位：人〉

（0歳）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （必要利用定員総数）	15	15	16	16	16
確保方策	25	25	25	25	25
特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）	25	25	25	25	25
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—

（1・2歳）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （必要利用定員総数）	56	60	56	58	59
確保方策	65	65	65	65	65
特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所）	65	65	65	65	65
特定地域型保育事業	—	—	—	—	—

③ 0～2歳児童の保育利用率

0～2歳児童の保育利用率は、国から示された基本指針等に従って、次のとおり定めます。

0～2歳児童の保育利用率〈単位：人、%〉

事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計児童人口 （0～2歳）	119	125	121	123	126
認定こども園及び保育 所在籍児童数（量の見 込み）	71	75	72	74	75
保育利用率	59.7%	60.0%	59.5%	60.2%	59.5%

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めます。

また、設定した量の見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

① 対象事業

量の見込みを設定し、確保方策（提供体制の確保の内容）及び実施時期を設定する事業は次のとおりです。

地域子ども・子育て支援事業

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	11時間等を超えて保育を行う事業	0～5歳
2	放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業	1～3年生、 4～6年生
3	子育て短期支援事業	親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において一時的に預かるショートステイ（宿泊を伴う預かり）、トワイライトステイ（夕方から夜間の預かり）	0～18歳
4	地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター事業)	保育園(所)等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業	0～2歳
5	一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）	3～5歳 (幼稚園)
		保育園(所)その他の場所での一時預かり	0～5歳
6	病児保育事業	病院等付設の専用スペース等で看護師等が一時的に保育する事業	0～5歳、 1～6年生
7	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と援助会員で構成する子どもの送迎・預かりサービス	0～5歳、 1～3年生、 4～6年生
8	利用者支援事業	子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業	0～5歳、 1～6年生
9	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	0歳

対象事業		事業概要	対象児童年齢等
10	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	若年の妊婦及び妊婦健康診査未受診や望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等
11	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	妊婦
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業※	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	事業者
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業※	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	事業者

※7, 8, 9 及び 13 の事業は、量の見込み及び確保方策等は設定しない

② 量の見込みと確保方策等

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

②-1 時間外保育事業（延長保育事業）

11時間等の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応を図る事業です。

当事業については、既存の認定こども園及び保育所では実施していませんが、「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」において若干の需要が認められたため、計画期間中において実施の可能性について検討していきます。

時間外保育事業（延長保育事業）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保方策	—	—	—	—	—

②-2 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

確保方策は、量の見込みが国の基準(政省令)のおおむね40人程度であることから、既存の1か所の児童クラブで量の見込みをすべて確保する設定としています。

放課後児童健全育成事業（児童クラブ）〈単位：人〉

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	40	41	48	44	47
1年生	13	15	20	11	14
2年生	6	7	8	11	6
3年生	13	11	11	13	19
4年生	3	3	3	3	3
5年生	3	3	3	3	3
6年生	2	2	3	3	2
確保方策（B）	40	41	48	44	47
1年生	13	15	20	11	14
2年生	6	7	8	11	6
3年生	13	11	11	13	19
4年生	3	3	3	3	3
5年生	3	3	3	3	3
6年生	2	2	3	3	2

②-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

子育て短期支援事業（ショートステイ）〈単位：人日〉

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

②-4 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や特定教育・保育施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。

当事業については、平成30年度に開設した子育て支援センターで、既存の児童館の事業とともに、子育て中の親子の交流・育児の支援等を図ります。

地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）〈単位：人日/年〉

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	3,936	4,135	4,002	4,069	4,168
確保方策（箇所）	1	1	1	1	1
提供量	3,936	4,135	4,002	4,069	4,168

②-5 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、特定教育・保育施設やその他の場所で一時的に預かる事業です。

ア 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

当事業については、量の見込みが抽出されていないことから、本村としては計画期間中の実施は予定していません。

イ 認定こども園及び保育所での一時預かり

確保方策等は、既存の認定こども園及び保育所で量の見込みをすべて確保する設定としています。

保育園（所）その他の場所での一時預かり（単位：人日/年）

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	13	13	13	13	13
確保方策	13	13	13	13	13
一時預かり事業	13	13	13	13	13
子育て援助活動 支援事業	—	—	—	—	—
子育て短期支援 事業	—	—	—	—	—

②－6 病児保育事業

病児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院又は特定教育・保育施設等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を特定教育・保育施設の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

当事業については、体調不良児対応型として平成29年度より幼保連携型認定こども園飛島保育園で実施しています。また、第一保育所においても計画期間中の実施を検討していきます。

病児保育事業〈単位：人日/年〉

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120
病児保育事業	120	120	120	120	120
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—

②－7 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の就学児童対象部分

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

本村としては計画期間中において実施の可能性について検討していきます。

②－8 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又は子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

当事業については、村のすこやかセンター内保健環境課及び子育て支援センターが同様の役割を担っていますが、計画期間中の実施を検討していきます。

②-9 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

当事業については、保健センターの新生児家庭訪問で対応していますが、計画期間内の実施を検討していきます。

②-10 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

当事業については、保健センターと子育て支援センターが連携して相談支援を実施することにより対応していますが、計画期間内の実施を検討していきます。

養育支援訪問事業〈単位：人〉

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		4	4	4	4	4
確保 方策	実施体制	3	3	3	3	3
	実施機関	飛島村	飛島村	飛島村	飛島村	飛島村
	委託団体	なし	なし	なし	なし	なし

②-11 妊婦健康診査

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。

確保方策は、既存の体制（医療機関での随時、個別健診）での実施を想定しています。

妊婦健康診査〈単位：人〉

区分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み		36	36	38	38	39
確保 方策	実施場所	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
	実施体制	委託	委託	委託	委託	委託
	検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目	県内統一 検査項目
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時

②-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子ども子育て支援新制度未移行の幼稚園等に通う低所得世帯の子どもの給食費（副食材料費）を助成する事業です。量の見込及び確保方策について下記のとおり定め、事業を実施します。

実費徴収に係る補足給付を行う事業〈単位：人〉

区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保・・・・・・・・

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

2 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保

国の基本指針等を踏まえ、幼児期の教育・保育を一体的に提供する必要があります。

本村においては幼保連携型認定こども園飛島保育園で教育・保育の一体的提供を実施しているところですが、法令の整備による各種サービスの充実に伴い、就労意向を持つ母親の増加が考えられることから、国の動向や社会情勢の変化を注視しつつ、必要に応じて、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供のさらなる推進について検討していくこととします。

3 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休、育休明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行います。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する関係機関との連携

本村は、児童虐待防止対策の充実に向けた関係機関との連携と相談体制の強化、虐待の発生予防と早期発見・対応に取り組めます。また、ひとり親家庭の子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組めます。

また、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

5 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

本村においては、男女がともに仕事と家庭・地域活動等を両立できる環境づくりに取り組んでいきます。今後も県や企業等と連携して、長時間労働の是正等の働き方の見直しや、育休や短時間勤務等を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発等、「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進に努めます。

6 子どもがすこやかに育つむらづくりに向けた取組の推進

(1) 継続的な子育て支援・・・・・・・・

子ども自身の主体性を尊重し、育つ力を引き出し、育み、見守り、支える視点と継続的なかかわりを大切にし、子どものライフステージに応じた支援を行うとともに、保健センター、子育て支援センター、保育園・保育所、小中学校、児童クラブ、児童館などの保健福祉機関および教育機関の連携を図り、継続的な子育てを支援します。

【主な取組】

取組	内容
子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて関係機関との連携を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的なサービスを提供します。 また、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、切れ目のない支援を提供します。
子育て支援連携会議	関係機関と連携し、子育て支援及び虐待予防の視点から情報を共有し、各関係機関が共通理解の上、切れ目のない支援を行います。
保育園・保育所、小中学校の連携強化	保育園・保育所、小中学校間が連携して、保育園・保育所の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。
ネットワークの推進	子ども関連のすべての機関・団体が、子どもの健全育成に向けて、より一層連携を強化して行動できるようネットワークづくりを促進します。
保健衛生連絡会	保健センター、保育園・保育所、小中学校が連携し、保健事業計画の報告、次年度の保健事業計画について情報共有を行います。

(2) 包括的な子育て支援・・・・・・・・

親子で気軽に集い、うち解けた雰囲気の中でくつろぐことができ、子育ての悩み相談もできる環境の整備を図ります。また、専門職に気軽に相談できる場や、アウトリーチ（積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること）による訪問相談等、必要に応じて適切な助言を受けられる仕組みづくりを進めます。

【主な取組】

取組	内容
パパママ教室	妊婦とその家族を対象として、妊娠・出産・育児に関する知識の習得、母子保健サービスに関する情報提供、妊娠中の不安の軽減を図り、地域での仲間づくりを進めます。
子育て支援センター	地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者及び妊婦に対して、安心して立ち寄り、遊びと交流ができる場所と機会を提供するとともに、子育てについての相談を受けることや、情報の提供、助言その他の援助を行います。より利用しやすい施設となるよう検討します。
放課後児童クラブ	小学校に就学する児童の保護者又はそれに代わる者が就労のため不在となる家庭の児童を対象に、放課後生活及び遊びの場を提供することにより、児童の健全な発達を支援します。 より利用しやすい制度を検討します。
子育て応援プランの作成	母子健康手帳交付時に子育て応援プランを個別で作成し、妊娠期から専門職がかかわることにより、出産・子育てに関する不安を軽減します。 また、各家庭のニーズに応じた支援を妊娠期から子育て期にわたって切れ目なく行うことにより、妊婦並びに乳幼児及びその保護者が安心して子育てできるよう支援します。
乳児家庭全戸訪問事業	妊娠、出産、育児の不安の解消、健康の保持・増進を図るため、保健師による家庭訪問を実施します。
産後ケア事業	家族等から出産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対し、出産後の一定期間、医療機関等において、宿泊により、母体の回復、育児指導等の支援を行います。
一時保育	保護者の急病時や就労、子育て負担の軽減などの理由で、緊急・一時的に保育が必要な子どもを保育園・保育所で預かります。
各種相談事業	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、発達心理士、言語聴覚士による相談を行います。身体計測、発達・発育相談、離乳食・幼児食、歯科などの相談に応じます。
教育支援教室「きらり」	不登校傾向にある子どもに学習機会を提供するための居場所を提供するとともに、保護者の不安を軽減するため、教育相談や関係機関との連携を行います。

(3) 子育て支援サービスの使いやすさ向上

支援を必要な人に子育て支援情報を入手しやすい環境を整備するとともに、一時預かり等、多様な保育サービスの充実を図ります。また、子育て家庭が、子育て支援サービスや施設を利用しやすいよう、利便性の向上を図ります。

【主な取組】

取組	内容
子育て支援情報の集約と多様な媒体による情報発信	村公式ホームページ及び広報とびしまによる情報発信を実施するとともに、母子健康手帳交付時や村外からの転入手続時に本村の母子保健事業及び子育て支援事業について情報提供を行います。
就園相談	利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設を円滑に利用できるようサポートします。さらに、関係機関との連絡・調整を行い、利用者目線で、一人ひとりに寄り添った子育て支援を実施します。

(4) 安心安全な子育て環境づくり

子どもを危険から保護し、安全・安心な生活を送ることができるよう、環境を整備していくことが求められています。

【主な取組】

取組	内容
自主防犯パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の推進を図ります。
子ども110番の家	子どもが危険に直面した際に、緊急避難先として駆け込むことができる建物であることを示す看板の設置を、PTAや地域の方と進めるとともに各家庭に「子ども110番の家」を明記した地図を配布し、緊急時の待機場所の周知を行います。 また、設置だけでなく、子どものかけこみに際して、避難先の対応を身につけられる体験訓練や啓発活動を、看板設置団体等を対象に実施します。
交通安全教室の開催	子どもを交通事故から守るために、交通安全に関する講話、横断歩道の正しい渡り方教室、自転車の安全な乗り方等の交通安全教育を実施し、基本的なルールの習得を図ります。
事件情報等の迅速な提供	事前に登録した住民等に不審者や事件情報等について「きずなネット」を活用し迅速に配信します。
通学路交通安全指導	子どもたちの登下校時に通学路の主要場所において、見守る活動を推進します。
防犯・交通安全施設等の整備	総合計画やその他関係する計画に基づいて推進します。



第5章 計画の推進に向けて

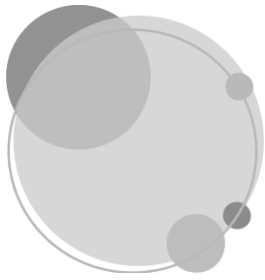
1 計画の推進体制

計画を推進していくためには、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する村民活動団体等との連携、そして、地域の方たちの協力と参加が必要です。そのため、村内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・保育所、小中学校、企業、村民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、子ども・子育て支援施策を展開するにあたっては、子どもに関わる機関のみならず関係機関と連携し、取り組んでいきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に基づく施策を推進するため、「PDCAサイクル(策定・実行・評価・改善)」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。



資料編

1 策定経緯

年月日	調査及び会議等
令和元年6月12日 ～6月27日	飛島村子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施 (就学前の子ども及び小学生を養育する保護者対象)
令和元年8月7日 ～8月9日	訪問調査・グループインタビュー・ワークショップの実施 ア 訪問調査 (飛島村に居住する母親：42名対象) イ グループインタビュー (子育て支援センター利用者、飛島保育園父母の会、 第一保育所親の会、療育教室利用者、 ラピュータ飛島(障がい児親の会)、児童クラブ利用者、 飛島村社会福祉協議会相談員対象) ウ ワークショップ (食生活改善推進員、スポーツ推進委員、飛島保育園職員、 第一保育所職員、子育て支援センター職員、児童館職員、 児童クラブ職員対象)
令和元年10月18日	飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会による審議 (1) 飛島村子ども・子育て支援に関するアンケート調査について (2) 子ども・子育て支援事業計画に係るワークショップ・ グループインタビュー・訪問調査について (3) 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定に向けた提言書について (4) 第2期飛島村子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和2年1月6日 ～2月5日	パブリックコメントの実施
令和2年2月7日	飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会による審議 (1) 第2期飛島村子ども・子育て支援事業計画(案)について

2 飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱等

○飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

平成 26 年 4 月 1 日

訓令第 16 号

改正 平成 29 年 10 月 1 日訓令第 17 号

平成 30 年 3 月 23 日訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条第 1 項の規定に基づく飛島村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定及び事業計画の推進にあたり、広く村民の意見を反映させるため、飛島村子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の策定に向けて提言を行うこと。
- (2) 事業計画の進行を確認し評価すること。
- (3) その他事業計画の進行に関し必要な事項を調査検討すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織し、委員は村長が委嘱する。

- (1) 民生委員・児童委員の代表者
- (2) 小学校長
- (3) 小学校 P T A の代表者
- (4) 私立保育園の代表者
- (5) 私立保育園保護者の代表者
- (6) 村立保育所保護者の代表者
- (7) 学識経験を有する者
- (8) 村の職員
- (9) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委託の日から事業計画の策定までの間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とし、副委員長は、委員長が委員のうちから指名するものとする。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、必要に応じ、委員長が召集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 委員会は、必要に応じ、関係者から意見を聞くことができる。
- 4 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、民生部福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年訓令第 17 号)

この訓令は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年訓令第 7 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

職名	氏名	役職名（所属団体）
委員長	加藤 昌子	医師
副委員長	浅井 一富美	民生委員・児童委員（主任児童委員）
	石橋 裕次	飛島村立小中一貫教育校飛島学園 飛島小学校校長
	大橋 舞佑子	小学校PTA母代表
	佐々木 淳章	幼保連携型認定こども園 飛島保育園園長
	早川 多恵	飛島保育園父母の会会長
	吉田 暖	第一保育所親の会会長
	坂井 恵	愛知県青い鳥医療福祉センター
	早川 忠孝	副村長
	田宮 知行	教育長
	平野 美由紀	民生部長兼児童クラブ館長
	佐野 まゆみ	教育部長
	久野 真澄	子育て支援センター館長
	鬼頭 美和	児童館館長
	岩下 洋三	第一保育所所長
	丹羽 一絵	保健師
スーパーバイザー	安梅 勅江	飛島村日本一健康長寿村研究会代表（筑波大学教授）
事務局	伊藤 澄雄	福祉課課長
事務局	栗本 聡江	福祉課課長補佐
事務局	奥村 理加	福祉課課長補佐
事務局	河村 美香子	福祉課課長補佐
事務局	吉田 智哉	福祉課係長

4 ニーズ調査（訪問調査、グループインタビュー）結果概要

（1）訪問調査報告・・・・・・・・

① 調査期間

令和元年8月7日（水）～9日（金）

② 調査方法

調査方法は、質問紙を用いた構造面接である。調査員が、対象者の自宅またはすこやかセンター等を訪問し、聞き取りにより回答を得た。

③ 対象者

飛島村に居住する母親 42名

④ 調査結果

1) 子育ての負担感について

	n
とても負担に感じる	2
まあまあ負担に感じる	11
時々負担に感じる時がある	17
ほとんど負担に感じない	10
合計	40

2) 村への子育てサービスニーズ（複数回答）

	n
就園前の乳幼児親子がゆったりと遊ぶことができる場所	6
乳幼児親子向けのイベント	6
いつでも子育てについて相談できる場所	5
同年代の乳幼児親子と交流できる場	4
子育てサークル	6
保育園や学校が休みの日の預かり	4
子どもの保育園や習い事などの送迎	8
短時間の預かり	10
夜間の預かり	3
家事支援	4
保護者がリフレッシュしたい時の預かり	7
病児、病後児保育	16
一時保育	7
その他	19

3) 子どもの発達相談（複数回答）

	n
療育教室	13
相談支援事務所	3
保健センター	21
同じような悩みを抱えた保護者	5
医療者	4
友人、知人	7
保育所（園）	6
児童館	0
配偶者	11
自分の親、配偶者の親	13
相談しようと思わない	1
その他	10
一時保育	7
その他	19

4) 子育て支援する人たちの間で共有してほしい情報（複数回答）

	n
障害の内容や発達の状況	14
生活習慣を身に着ける活動	2
いつでも専門的な相談ができる場	6
親子の関わり方を学べる場	4
保育所（園）への巡回訪問	1
同じ悩みを抱えた保護者との交流の場	1
障害や発達に対する理解を深めるための学びの場	4
お子さんや家族の心のケア	1

5) 各機関の満足度

(ア) 保育園、保育所

	n
とても満足	16
まあまあ満足	15
やや不満足	2
不満足	0

(イ) 子育て支援センター

	n
利用しやすい	21
やや利用しやすい	0
やや利用しにくい	2
利用しにくい	14

(ウ) 児童館

	n
利用しやすい	19
やや利用しやすい	3
やや利用しにくい	7
利用しにくい	7

(エ) 児童クラブ

	n
利用しやすい	4
やや利用しやすい	3
やや利用しにくい	2
利用しにくい	19

(2) グループインタビュー報告・・・・・・・・

① 調査期間

令和元年8月7日(水)～9日(金)

② 調査対象者

1) グループインタビュー

- 子育て支援センター利用者
- 保育園父母の会
- 村立保育所親の会
- きらきら教室(療育教室)利用者
- ラピュータ(障がい児親の会)
- 児童クラブ利用者
- 相談員

2) ワークショップ

- 食生活改善推進委員
- スポーツ推進委員
- 保育園職員
- 村立保育所職員
- 子育て支援センター職員
- 児童館職員
- 児童クラブ職員

3) 個人インタビュー

- 教育委員会、教育課等関係者

③ 実施場所

すこやかセンター、子育て支援センター、児童館、児童クラブ、保育所

④ 調査内容

- 1) 子育てで、なにかお困りのことはありますか。
- 2) 子育てをする上でどのようなサービスや施設があるとよいと思いますか。
- 3) 子育て支援センター／保育園、保育所／児童館／児童クラブをもっとよりよくするためのアイデアを教えてください。
- 4) 子ども達が安心安全に暮らせる地域づくりのためのアイデアを教えてください。

⑤ 調査結果

飛島村の子どもたちのために、子育てしやすい住みやすいすばらしい村にしたいという思いと今後への希望の声、より良くしていくための様々な示唆深い意見が多数述べられました。その中でも「子ども支援」「養育者支援」「専門家の確保」「連携やシステム」「設備」「安全」など6つの視点が中心に語られました。当事者グループのうちラピュータでは、上記に加え「個別性への配慮」「意識格差」などの視点からの意見もきかれたのが特徴的でした。一方、子育て支援専門職の各グループでは、当事者の自己決定など「子どもの主体性を尊重した支援」「多様な子育て支援ニーズへの対応」、専門職の課題として「連携の重要性」「災害に対応した平時からの備え」「ひとりひとりの多様性を活かす地域づくり」への意見が多く述べられました。また、多くのグループから、飛島村をよりよくしたいという思いをどこに伝えたら良いかわからないため、そのような場や手段があってほしいという思いが語られました。

1) 子ども支援

子どもの特性を踏まえ、多様性を尊重しながら、子ども自身が他者とかかわり様々な経験をする機会と選択肢を保障すること、困難や失敗から遠ざけるのではなく、経験から学べる学校や家庭、地域のかかわりの必要性、10年後20年後の育ちを見据えて、子ども一人ひとりが生きるために必要な力を育む支援の重要性が述べられました。

2) 養育者支援

助成金や保育園、保育所、学童、一時保育など様々な制度があり良い点も多々ありますが、時間の設定や利用するための準備が煩雑であるなどの理由から利用しにくい現状が述べられました。さらに、病児保育、親が交流する場、簡単に子どもを預けることができる場、転入者への支援などが求められました。

3) 専門家の確保

それぞれの施設には、多くの専門家がいるため、助言をもらい日々の子育てに役立っていることが多いとの意見がきかれました。一方で、配置人数などに疑問を感じることもあるとの意見が聞かれました。さらにアレルギーが増えている現在アレルギーの専門家の希望もありました。

4) 連携やシステム

保育園、保育所から小学校への連携やきらきら教室から学校への連携に関する要望が聞かれました。子どもの特徴が書かれているサポートブックがあるにもかかわらずあまり活用されていないため活用してほしいとの声も聞かれました。また、医療、福祉、教育の各領域をまたぐ人材の配置や人材交流の機会を設けるなど、子育てに関連する各部門の日常的な連携に向けた仕組みづくりへの意見が聞かれました。

5) 設備

子育て支援センターができたことを歓迎している声も聞かれましたが、場所が離れて使いにくいいため、子育て支援施設拠点の一元化を求める声が多く聞かれました。時間が短いことや上にきょうだいがいる家庭では使いづらいため工夫してほしいとの要望がありました。また、子どもたちが集まる場としての広い公園や、それぞれの施設の駐車場の整備についても多くの要望が聞かれました。

6) 安全

避難所が多くあり、「絆ネット」を始めたことによる安心感も語られましたが、通学路の安全については多くの要望が聞かれました。街灯やガードレール、見守りなどにより子どもたちの日々の安全を守ってほしいという願いが聞かれました。

5 用語解説

【あ行】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

預かり保育

幼稚園において、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動。

いじめ

児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

【か行】

確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員5人以下で、家庭的保育者の居宅その他の場所において保育を行う事業。

教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項に基づき、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域。

協働

市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、住み慣れた居宅において、1対1を基本とする保育を行う事業。

子育て安心プラン

国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を平成30年度から平成31年度末までの2年間で確保していくとともに、平成30年度から令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる約32万人分の受け皿を整備していくこととした対策。

子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、もって地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とする。

子ども・子育て関連3法

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことで、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実などを図る制度。

子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。

子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずることを趣旨とする法律で、平成24年8月に成立。

【さ行】

事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することを趣旨とする法律で、平成15年7月に成立し、平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法。平成26年度に公布された次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に基づき、法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長。

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、定員6人以上19人以下の少人数で保育を行う事業。

新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取組をさらに推進する対策。

総合計画

村の行財政運営の長期的な指針となる最上位の計画として策定された計画。

【た行】

待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。

特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う事業のこと。

【な行】

認定こども園

平成18年10月1日に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）」に基づき、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ施設。

【は行】

病児・病後児保育

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。

ファミリー・サポート・センター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

放課後児童クラブ

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。

【や行】

幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。学校教育法22条によれば「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」。

要支援児童・生徒

要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童・生徒であって要保護児童にあたらない児童・生徒のこと。

要保護児童・生徒

保護者のない児童・生徒又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童・生徒のこと。本村においては、家庭等における虐待の恐れが高い児童・生徒を要保護児童・生徒として関係機関での情報交換を行っています。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童（虐待を受けた児童等）の適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織で、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。

【ら行】

量の見込み

市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

働く人が、仕事とそれ以外の生活を自身が望む調和のとれた状態にできること。

【数字】

1号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの。

2号認定

満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

3号認定

満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。

第2期
飛島村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

飛島村 民生部 福祉課

〒490-1434 愛知県海部郡飛島村大字松之郷三丁目46番地の1

電話：0567-52-1001 F A X：0567-52-1009

